



三重県公報

平成24年9月4日(火)

号外

毎週火・金曜日発行

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
監査委員公表			
6	監査結果に対する措置の公表	(監査委員)	1
7	同件	(同)	41

監査委員公表

監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成23年11月10日から平成24年2月20日までに実施しました財政的援助団体等に係る監査について、その結果に基づいて平成24年6月までに講じた措置が知事、教育委員会及び公安委員会から通知されたので、同条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成24年9月4日

三重県監査委員	植	田	十	志	夫
三重県監査委員	青	木	謙	順	
三重県監査委員	後	藤	健	一	
三重県監査委員	田	中	正	孝	

財政的援助団体等の監査結果に基づいて講じた措置

監査結果に基づき講じた措置〔出資（出捐）関係〕

部局名	環境生活部	団体名	公益財団法人三重県文化振興事業団								
監査結果及び意見											
<p>(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再委託の報告</td> <td>○県立図書館管理委託において、その一部を第三者に再委託する場合に必要な県への報告が行われていなかった。</td> </tr> <tr> <td>区分経理</td> <td>○他の事業と区分が必要な公の施設管理事業において、県からの他の委託事業を合わせて経理していた。</td> </tr> <tr> <td>財務諸表</td> <td>○震災の影響により、平成 23 年度に延期された貸館サーバの更新について、22 年度の費用として計上していた。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※貸館サーバ：施設利用システムの基幹コンピュータ。</p>				項目	内 容	再委託の報告	○県立図書館管理委託において、その一部を第三者に再委託する場合に必要な県への報告が行われていなかった。	区分経理	○他の事業と区分が必要な公の施設管理事業において、県からの他の委託事業を合わせて経理していた。	財務諸表	○震災の影響により、平成 23 年度に延期された貸館サーバの更新について、22 年度の費用として計上していた。
項目	内 容										
再委託の報告	○県立図書館管理委託において、その一部を第三者に再委託する場合に必要な県への報告が行われていなかった。										
区分経理	○他の事業と区分が必要な公の施設管理事業において、県からの他の委託事業を合わせて経理していた。										
財務諸表	○震災の影響により、平成 23 年度に延期された貸館サーバの更新について、22 年度の費用として計上していた。										
所管部局に対する意見											
<p>(2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p> <p>(3) 次世代の文化体験活動推進事業にかかる委託契約書において、添付すべき「個人情報取扱特記事項」が未添付のため、個人情報を適切に取り扱うようこれを添付し、受託者に遵守させられたい。</p>											
講じた措置											
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (再委託の報告) 監査指摘後、速やかに図書館へ報告し、平成 24 年度契約にあたっては報告を行いました。</p> <p>(区分経理) 三重県文化振興事業団の会計は、税務上の区分により一般会計、特別会計（図書館管理業務特別会計、指定管理者業務特別会計）に区分されています。指摘のあった受託事業については、公の施設管理事業の一環であるという認識で、指定管理者業務特別会計において経理を行っていました。平成 23 年度については、平成 23 年 4 月 1 日付けで「三重県総合文化センターの管理に関する基本協定書」の一部を変更し、財務書類の補助資料として別途計算書を作成することにより、公の施設管理事業を県からの他の受託事業から区分して経理を明確にしています。 平成 24 年度以降は公益財団法人への移行により、公益事業会計、収益事業会計、法人会計の 3 会計となりましたが、別途計算書を作成して、公の施設管理事業と他の受託事業を明確に区分してまいります。</p> <p>(財務諸表) 平成 22 年度決算にかかる当該指摘をうけ、平成 23 年度決算においては未払金の計上が適正に行われるよう、検収時期の確認を行いました。</p>											
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕											
<p>(2) 会計事務等について、委託業務の区分経理について考え方を整理するとともに、事業団の会計規則及び契約条項に基づく適正な処理を行うよう指導しました。</p> <p>(3) 「個人情報取扱特記事項」を速やかに添付し、個人情報の適切な取扱いについて確認しました。</p>											

部局名	環境生活部	団体名	公益財団法人三重県国際交流財団 (旧：財団法人三重県国際交流財団)								
監査結果及び意見											
<p>(1) 法人では多数の個人情報を持しているため、情報の流出など不測の事態に備え、初動体制の整備や行動計画等の策定について検討されたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品出納簿</td> <td>○会計規程に定める物品出納簿が作成されていなかった。</td> </tr> <tr> <td>理事の変更登記</td> <td>○理事の変更登記が、法律に定める期限内に行われていなかった。</td> </tr> <tr> <td>月次報告</td> <td>○会計規程に定める月次報告が行われていなかった。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 月次報告：出納員は、毎月末に収入支出計算書並びに現金及び有価証券出納計算書を作成し、常務理事に提出することとなっている。</p>				項目	内容	物品出納簿	○会計規程に定める物品出納簿が作成されていなかった。	理事の変更登記	○理事の変更登記が、法律に定める期限内に行われていなかった。	月次報告	○会計規程に定める月次報告が行われていなかった。
項目	内容										
物品出納簿	○会計規程に定める物品出納簿が作成されていなかった。										
理事の変更登記	○理事の変更登記が、法律に定める期限内に行われていなかった。										
月次報告	○会計規程に定める月次報告が行われていなかった。										
所管部局に対する意見											
<p>(3) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>											
講じた措置											
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 個人情報については、「公益財団法人三重県国際交流財団個人情報保護実施要領」に基づき、適切に取り扱っているところですが、ご指摘の情報の流出など不測の事態に備えた、体制の整備等の重要性は深く認識しているところです。</p> <p>ご指摘の趣旨を踏まえ、24年度中の整備を目途に、総合的な「不測事態にかかる対応マニュアル(仮称)」策定のため、ワーキングを設置し情報収集しています。</p> <p>(2) (物品出納簿) 物品出納簿について、会計規程に基づき物品出納簿を作成しました。</p> <p>(理事の変更登記) 理事の変更登記について、今後は、法律に基づき適切に行います。 平成23年度においては、法律に定められた2週間以内に提出しました。</p> <p>(月次報告) 月次報告について、指摘以降は会計規程に基づき適切に報告しています。</p>											
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(3) 法人の会計事務等については、会計規程等に基づき適切に処理するよう指導を行いました。 また、今後の法人検査においても確認、指導を行っていきます。</p>											

部局名	健康福祉部	団体名	公立大学法人三重県立看護大学
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目	内 容		
たな卸資産の管理	○たな卸資産管理規程に定める資産について、その受払が記録されていないものがあった。		
公印の管理	○委託契約手続において、起案文書の公印欄に公印管理者の押印がされていないものがあった。		
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(3) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) (たな卸資産の管理) 受払の記録のなかったプリペイドカードについて、たな卸資産管理規程に様式を規定するとともに、平成23年12月から記録を行うこととしました。			
(公印の管理) 公印を押印する際に、公印管理責任者による起案文書確認後の公印欄への押印漏れがないよう、確認を徹底するようにしました。			
(補助金等事務) 県の「公立大学法人三重県立看護大学運営費交付金交付要領」の改正通知(平成23年11月24日改正)を受け、平成23年11月30日付けで補助事業等状況報告書を県に提出しました。			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 監査結果での指摘を受けて、改善されたものを含め大学法人の会計事務等について、今後も適正な処理に努めるよう大学法人に対して助言等を行いました。			
(3) 平成23年11月24日付けで「公立大学法人三重県立看護大学運営費交付金交付要領」の一部改正を行い、状況報告書の様式及び提出時期等を定め、大学法人に通知しました。これに基づき大学法人から、平成23年11月30日付けで状況報告書が県に提出されました。			

部局名	健康福祉部	団体名	財団法人三重県小動物施設管理公社				
監査結果及び意見							
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成23年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、22年度の費用として計上することを検討すべきである。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	内 容	賞与引当金	○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成23年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、22年度の費用として計上することを検討すべきである。		
項目	内 容						
賞与引当金	○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成23年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、22年度の費用として計上することを検討すべきである。						
<p>※ 引当金：現時点では確定していなくても、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表上に計上しておくもの。</p>							
所管部局に対する意見							
(2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (賞与引当金)</p> <p>平成24年度支給の夏季賞与にかかる平成23年12月から3月までの労務対価相当分は、平成23年度中に財源の確保ができず、平成23年度分の費用として計上することができませんでした。</p> <p>平成24年度分からは当年度の労務対価相当分として費用計上するよう検討しています。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 事務処理上改善を要する事項について、平成24年度中に対応を検討し、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>							

部局名	健康福祉部	団体名	社会福祉法人三重県厚生事業団
監査結果及び意見			
<p>(1) 公の施設管理については、施設の利活用を促進するため、成果目標を設定して業務を行っているが、16項目のうち生活援助棟利用者率や地域生活移行率など10項目で目標を達成していない。</p> <p>平成23年度から2期目の指定管理者に指定されているので、引き続き成果目標とされた項目については、未達成要因についての分析をふまえ、目標達成に努められたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>			
項 目		内 容	
財務諸表		○財務諸表には、選択採用した会計方針等を注記事項として記載しているが、必要な注記事項が省略されていたり、一部記載内容が不足していた。	
<p>※ 選択採用：一般に公正妥当とされている複数の会計処理が認められる場合に、その中から一つの会計処理を選ぶこと。なお、採用した会計処理の原則や手続については、財務諸表に注記することが必須となっている。</p>			
所管部局に対する意見			
<p>(3) 公の施設管理については、成果目標を設定して業務を行っているが、16項目中10項目が未達成であるため、目標が達成できるよう指導、助言等を行われたい。</p> <p>(4) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>			
講じた措置			
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 生活援助棟利用率向上を図るため、個々のニーズに応じた日中活動サービスを提供できるよう、各サービスごとの定員などを見直すとともに、回復期病院、市町及び相談支援事業所等へのパンフレットの配布などにより周知を行いました。また、個別支援計画書に基づき、きめ細かく利用者支援をすることにより、平成23年度の地域生活移行率について、目標を達成するなど、成果目標4項目のうち3項目で目標を達成しました。</p> <p>今後は、成果目標の達成に向け、引き続き、きめ細かい利用者支援等を実施します。</p> <p>(2) (財務諸表)</p> <p>経理事務の正確性を期すため、平成23年4月から税理士事務所に顧問を委託し、平成23年度決算に向けて事務を進めました。これにより、平成23年度決算にて改善を行いました。</p> <p>引き続き税理士事務所に顧問を委託するとともに、監査法人による外部監査を受審し、経理事務の正確性の確保に努めることとします。</p>			

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

(3) 2 期目の指定管理において、引き続き成果目標とした項目のうち、目標未達成であった生活援助棟利用者率や地域生活移行率の達成に向け、利用者ニーズに応じたきめ細かい取組を行うよう助言しました。その結果、平成 23 年度においては、地域生活移行率について目標を達成するとともに、生活援助棟利用率については目標を達成しなかったものの、平成 22 年度実績に比べ実績数値は向上するなど、成果目標 4 項目のうち 3 項目で目標を達成しました。

今後も成果目標の達成に向け、引き続き、個別支援計画書の策定等を通して個々のニーズを把握し、きめ細かい取組を続けるよう求めています。

(4) 平成 23 年度決算書類において改善されていることを確認しました。今後引き続き、適正な事務処理が行われるよう求めています。

部局名	健康福祉部	団体名	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団(旧:財団法人三重こどもわかもの育成財団)
監査結果及び意見			
<p>(1) 青少年育成事業会計については、毎期運用財産を取り崩して運営しており、数年後には枯渇することが予想されることから、事業のあり方等その運営方針を明確にし、中長期的な計画を策定されたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>			
項目		内 容	
財務諸表		<p>○青少年特別会計において、特定資産の科目名を運用財産と記載していたが、資産の保有目的又は用途を示す科目名を記載すべきである。また、この特定資産の財源を明らかにするため、貸借対照表及び正味財産増減計算書においては、指定正味財産として整合させて計上すべきである。</p> <p>○国公債にかかる未収利息について、貸借対照表の資産及び正味財産増減計算書の経常収益に計上されていなかった。</p>	
契約手続		○契約を締結する際に、財務規程に定める予定価格が設定されていないものがあつた。	
業務報告書		○公の施設管理の基本協定書に定める業務報告書について、提出されていないものがあつた。	
補助金等事務		○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。	
<p>※ 正味財産増減計算書：企業会計の損益計算書に該当するもので、貸借対照表と並んで法人の主要な財務諸表のひとつ。</p> <p>※ 指定正味財産：用途の指定された正味財産（純資産）であり、法人の意思で用途を決めることができる一般正味財産と区分する必要がある。</p>			
所管部局に対する意見			
<p>(3) 青少年育成事業会計については、毎期運用財産を取り崩して運営しており、数年後には枯渇することが予想されることから、事業のあり方等その運営方針を明確にし、中長期的な計画を策定するよう指導、助言等を行われたい。</p> <p>(4) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p> <p>(5) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、今後、同様の補助事業を継続する場合には、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。</p>			
講じた措置			
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 青少年育成事業は、運用財産を原資として事業を行ってきましたが、事業のあり方や中長期的な計画について検討していくため、平成23年度第2回評議員会・理事会で検討会を設置することを決定し、現在、その人選や中長期計画に必要な資料の収集・分析等の準備を進めているところです。</p>			

(2) 平成24年4月より公益財団法人となり、会計事務等につきましては、内部的な体制の強化や公認会計士の指導をさらに仰ぐなど適切に取り組みます。

(財務諸表)

「運用財産」という科目名の記載については、平成23年度決算より「青少年事業積立資産」に変更しました。

なお、「青少年事業積立資産」の貸借対照表及び正味財産増減計算書における計上については、公認会計士の指導を得ながら検討を行っていますが、理事会等での議論も必要であり、引き続き検討を行っていきます。

国債の未収利息については、平成23年度決算より未収金に計上しました。

(契約手続)

予定価格の設定がされていないものがあることのご指導から、職員に改めて財務規程の遵守を喚起するとともに以降は遺漏のないようにしています。

(業務報告書)

平成23年度においては、基本協定書に基づく四半期報告を平成24年4月15日に提出するなど、協定書に定める業務報告書を作成し、期限までに提出しました。今後とも基本協定書に基づき、適切に処理します。

(補助金等事務)

平成23年度に県補助事業はありませんが、今後、三重県補助事業の実施については補助金等交付規則・要領を遵守など、主管部局の指導を受け適切に対応します。

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(3) 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団において検討会が設置され、中期的な計画策定等が予定されていることから、県としても適切に指導、助言等を行っています。

(4) 会計処理について、事務処理上改善を要する事項については、適切な事務処理を行うよう指導しました。平成24年4月1日に公益財団法人に移行したこともあり、今後とも適切な事務処理が行われるよう指導、助言等を行います。

(5) 平成23年度に補助事業はありませんでしたが、今後補助事業を行う場合には、補助事業等状況報告書に添付すべき書類等を定め、財団に明示するとともに、提出するよう指導します。

部局名	農林水産部	団体名	株式会社三重県松阪食肉公社						
監査結果及び意見									
<p>(1) 平成22年度の営業損失の額は、前年度と比較して1,949千円悪化し80,558千円となっており、県や関係市町からの補助金により当期純利益1,109千円を確保している状況である。 新たに策定した中期経営改善計画の目標を達成するとともに、今後も徹底的な収支の改善を図り、経営の健全化に努められたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表</td> <td>○経理規程において固定資産の計上基準が定められているが、基準未満の資産が計上されていた。</td> </tr> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	内 容	財務諸表	○経理規程において固定資産の計上基準が定められているが、基準未満の資産が計上されていた。	補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。		
項目	内 容								
財務諸表	○経理規程において固定資産の計上基準が定められているが、基準未満の資産が計上されていた。								
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。								
所管部局に対する意見									
<p>(3) 公社では、平成22年5月に中期経営改善計画（平成22～24年度）を策定し、経営改善に取り組んでいるところである。 しかしながら、公社の経営状況は恒常的に営業損失を計上しており、県や関係市町からの補助金によって純利益を確保している状況であるので、経営改善計画の目標達成や経営改善について、引き続き指導、助言等を行われたい。</p> <p>(4) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p> <p>(5) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。</p>									
講じた措置									
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 放射性物質による肉用牛の風評被害や景気の低迷による消費減退のなか、松阪牛個体識別管理システムの活用や豚の出荷奨励策により牛・豚とも、と畜頭数の減少を小幅に止めることができました。また、諸経費についても賞与の見直しなどを実施し、県及び出資市町からの支援を受けながらではありますが、平成23年度においても黒字を確保することができました。 なお、中期経営改善計画につきましても、稼働率など主要項目において目標を達成することができました。 今後につきましても、中期経営改善計画が達成できるよう引き続きコストの削減及びと畜頭数の増加等を図り、収益の安定確保、経営の健全化に努めます。</p> <p>(2) (財務諸表) 固定資産の計上については、経理規定の遵守を徹底するとともに、固定資産台帳計上時に複数でチェックする体制にしました。</p> <p>(補助金等事務) 補助事業等状況報告書の提出については、三重県補助金等交付規則等を十分理解し、書類の提出漏れ等がないよう、複数職員により確認するなど、チェック体制を強化しました。 なお、平成23年度の補助事業等状況については、県において様式等の検討を行っていたため書面でなく口頭にて報告し、確認を受けました。 今後も所管部課の指導に従い、適時適切に行います。</p>									

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (3) 平成23年度については、公社の営業努力やコストの削減により、県及び出資市町からの支援を受けながらではありますが黒字を確保しました。今後につきましても、経営の健全化を推進するため出資市町とともに助言・指導を行い中期経営改善が確実に達成できるように助言等を行っていきます。
- (4) 会計事務処理が適正に行われるよう、公社に対し経理規定を含めた規定遵守の再徹底を指導するとともに、固定資産台帳計上時に複数でチェックする体制に是正しました。
- (5) 三重県補助金等交付規則第10条の改正により、平成24年度からあらかじめ補助金等の金額が確定している場合には状況報告の提出を要しないものとされましたが、当該補助金は市町と県で負担割合、負担金額があらかじめ決められており、今後は状況報告の提出を要しないものとして取り扱うこととしました。

部局名	雇用経済部	団体名	財団法人三重北勢地域地場産業振興センター						
監査結果及び意見									
<p>(1) 法人では、公益法人制度改革への対応方針が未確定であったため、平成19年度以降、中期経営計画が策定されていない。また、経営については、引き続いて当期一般正味財産増減額がマイナスを計上している状況である。</p> <p>地場産業の健全な育成を図るために必要な事業を推進し、効率的な運営と自主財源確保のためにも、早期に経営計画を策定されたい。</p> <p>※ 当期一般正味財産増減額：公益法人会計において収益と費用との差額を表すもので、企業会計の当期純損益に相当するもの。</p>									
<p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表</td> <td> <p>○3月分の未払消費税等について、費用及び負債として計上されていなかった。</p> <p>○固定資産の減価償却について、適用している税法耐用年数が変更された後も、注記することなく変更前の耐用年数を適用していた。</p> </td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td> <p>○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成23年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、22年度の費用として計上することを検討すべきである。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※注記：一般に公正妥当とされている複数の会計処理が認められる場合には、その中から一つの会計処理を選ぶことになるが、法人が採用した会計処理の原則や手続については、財務諸表に注記することが必須となっている。</p> <p>※引当金：現時点では確定していなくても、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表上に計上しておくもの。</p>				項目	内容	財務諸表	<p>○3月分の未払消費税等について、費用及び負債として計上されていなかった。</p> <p>○固定資産の減価償却について、適用している税法耐用年数が変更された後も、注記することなく変更前の耐用年数を適用していた。</p>	賞与引当金	<p>○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成23年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、22年度の費用として計上することを検討すべきである。</p>
項目	内容								
財務諸表	<p>○3月分の未払消費税等について、費用及び負債として計上されていなかった。</p> <p>○固定資産の減価償却について、適用している税法耐用年数が変更された後も、注記することなく変更前の耐用年数を適用していた。</p>								
賞与引当金	<p>○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成23年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、22年度の費用として計上することを検討すべきである。</p>								
所管部局に対する意見									
<p>(3) 法人では、中期経営計画が策定されておらず、また、経営については、引き続いて当期一般正味財産増減額がマイナスを計上している状況である。</p> <p>地場産業の健全な育成を図るために必要な事業を推進し、効率的な運営と自主財源確保のためにも、早期に経営計画策定に向けて取り組むよう指導、助言等を行われたい。</p> <p>(4) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>									
講じた措置									
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 公益法人制度改革への対応方針については、平成23年5月の理事会において、公益財団法人への移行を目指すことが適当であると決定したため、公益財団法人への移行申請と並行して中期経営計画の策定を進めており、平成24年9月末日を目途に中期経営計画の策定を進めております。</p> <p>(2) (財務諸表)</p> <p>会計事務において、財務諸表の中の平成23年3月分の未払消費税等が費用及び負債として計上されていませんでしたので、平成23年度に未払金として計上しました。</p> <p>また、固定資産の減価償却については、税法耐用年数に変更した建物の耐用年数を適用し、償却を行いました。</p> <p>(賞与引当金)</p> <p>夏季賞与引当金における処理については、平成23年度の決算時に改善し、平成23年12月か</p>									

ら平成24年3月分について平成23年度の費用として計上しました。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

(3) 公益制度改革への対応方針が示されたので、今後は、公益財団法人への移行申請に向けての事務的な手続を実施するとともに、今後も今までと同様に中期経営計画の策定について指導していきます。

(4) 会計事務等について、事務処理上改善を要する事項について指導を行った結果、平成23年度の決算において改善されました。なお、今後は適正な事務処理が行われるよう指導していきます。

部局名	農林水産部	団体名	三重県漁業信用基金協会						
監査結果及び意見									
<p>(1) 法人では多数の個人情報を持しているため、情報の流出など不測の事態に備え、初動体制の整備や行動計画等の策定について検討されたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表</td> <td>○固定資産の減価償却について、適用している税法耐用年数が変更された後も、注記することなく変更前の耐用年数を適用していた。</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>○賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	内 容	財務諸表	○固定資産の減価償却について、適用している税法耐用年数が変更された後も、注記することなく変更前の耐用年数を適用していた。	賞与引当金	○賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。		
項 目	内 容								
財務諸表	○固定資産の減価償却について、適用している税法耐用年数が変更された後も、注記することなく変更前の耐用年数を適用していた。								
賞与引当金	○賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。								
<p>※ 注記：一般に公正妥当とされている複数の会計処理が認められる場合、その中から一つの会計処理を選ぶことになるが、法人が採用した会計処理の原則や手続については、財務諸表に注記することが必須となっている。</p> <p>※ 引当金：現時点では確定していなくても、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表上に計上しておくもの。</p>									
所管部局に対する意見									
<p>(3) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>									
講じた措置									
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 個人情報の流出など不測の事態に備え、管理体制や初動対応等を定めた「個人情報流出時対応手順」を策定しました。(平成24年5月1日施行)</p> <p>(2) (財務諸表) 固定資産の減価償却については、適用している耐用年数を変更し、平成23年度末決算において修正しました。</p> <p>(賞与引当金) 賞与引当金の社会保険料法人負担額は、平成23年度末決算において損益計算書上に計上しました。</p>									
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(3) 法人の会計事務等について、適正な事務処理を行うよう次のとおり指導しました。 固定資産の減価償却については、適用している耐用年数を変更し、平成23年度末決算において修正するように指導しました。 賞与引当金の社会保険料法人負担額は、平成23年度末決算において損益計算書上に計上するように指導しました。</p>									

部局名	県土整備部	団体名	財団法人三重県下水道公社
監査結果及び意見			
<p>(1) 法人の業務は、その大半を公の施設管理業務が占めているとはいえ、管理業務以外にも下水道に関する知識の普及及び啓発等を行っている。</p> <p>しかしながら、平成 14～23 年度の中長期計画においては、管理業務及び受託事業に関する業務のみが記載されているので、次期計画においては、下水道知識の普及業務等を含めた法人全般の事業計画となるよう策定に取り組まれない。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>			
項 目		内 容	
理事の変更登記	○理事の変更登記が、法律に定める期限内に行われていなかった。		
公印の管理	○理事会、評議員会の開催通知手続において、起案文書の公印欄に公印管理者の押印がされていないものがあつた。		
賞与引当金	○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成23年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、22年度の費用として計上することを検討すべきである。		
個人情報保護	○公の施設管理業務に伴う個人情報保護について、必要な保護責任者等の報告書が提出されていなかった。		
預り金の整理	○キャンプ場の利用者から収受した使用料について、預り金として法人の帳簿に記載・整理していなかった。		
<p>※引当金：現時点では確定していなくても、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表上に計上しておくもの。</p>			
所管部局に対する意見			
<p>(3) 法人の平成 14～23 年度の中長期計画においては、公の施設管理業務及び受託事業に関する業務のみが記載されているので、次期計画においては、下水道知識の普及業務等を含めた法人全般の事業計画となるよう指導、助言等を行われたい。</p> <p>(4) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>			
講じた措置			
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 平成 24 年度以降の中長期計画について、公社内部に経営計画策定部会を設置し現在検討を行っているところであり、9月末を目途に策定します。</p> <p>(2) 指摘をいただきました会計事務等について、次のとおり改善を行いました。</p> <p>(理事の変更登記)</p> <p>公社内の会議において登記の準備作業を早期に進めるよう職員に徹底しました。今後は、法律に定める期限を遵守します。</p> <p>(公印の管理)</p> <p>公印を押印する際には、起案文書の公印欄に公印管理者の押印を行うよう、職員（公印管理者含む）に徹底しました。</p> <p>(賞与引当金)</p> <p>夏季賞与引当金における処理については、平成 23 年度の決算時に改善し、平成 23 年 12 月から平成 24 年 3 月分について、平成 23 年度の費用として計上しました。</p>			

<p>(個人情報保護) 公の施設管理業務に伴う個人情報保護について、監査意見をふまえ、必要な保護責任者等の報告書を平成23年度分は平成23年12月13日付け、24年度分は平成24年4月1日付けで県へ提出しました。</p> <p>(預り金の整理) キャンプ場における料金徴収業務は、平成23年度から別の民間事業者が、県から受託して行っていることから、使用料を収受する事務は発生していないが、今後、同様の収入が発生した場合は、預り金として適正に事務処理を行うよう徹底しました。</p>
<p>[「所管部局に対する意見」について講じた措置]</p> <p>(3) 法人の次期計画について、早期に作成するとともに、法人全般の事業を網羅した計画となるよう指導しました。</p> <p>(4) 法人の会計事務等について、当該監査結果の内容に十分留意し、このような事態を重ねて生じることのないようにするとともに、関係法令や内部規程等に定められた事項について、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>

部局名	地域連携部	団体名	一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター (旧：財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター)
監査結果及び意見			
<p>(1) 法人では平成17年度に津ヨットハーバー危機管理マニュアルを策定しているが、非常時連絡系統表等が最新のものとなっていないなど、毎年度当初に行うべき見直しが行われていないため、早急に見直しを行うとともに、このマニュアルに基づく連絡体制確認等の訓練を実施されたい。</p> <p>また、同マニュアルは大規模地震・津波を想定したものとなっていないため、内容を検討のうえ、大規模災害の対応等を含めたマニュアルとなるよう見直しを図られたい。</p>			
講じた措置			
<p>[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]</p> <p>(1) 平成17年度に策定した津ヨットハーバー危機管理マニュアルの非常時連絡系統表を、平成24年4月1日現在の職員構成に整合するように修正しました。</p> <p>また、津ヨットハーバー危機管理マニュアルについては、平成24年6月に、大規模地震、津波を想定した内容に見直しました。</p> <p>今後は、マニュアルに基づいた訓練を、年2回程度実施する予定です。</p>			

監査結果に基づき講じた措置〔公の施設関係〕

部局名	県土整備部	団体名	有限会社太陽緑地
公の施設名	県営都市公園大仏山公園		
監査結果及び意見			
<p>(1) 公園利用者の計測方法については、募集要項において示された手順書と異なっているので、募集要項における方法で利用者数を把握し、成果目標が達成されているかを確認されたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>			
項 目		内 容	
個人情報保護		○個人情報保護について、必要な保護責任者等の報告書が提出されていなかった。	
業務計画書		○基本協定に定める業務計画書が、期限内に提出されていなかった。	
所管部局に対する意見			
<p>(3) 公園利用者の計測方法については、募集要項において示された手順書と異なっているので、募集要項における計測方法で利用者数を把握し、成果目標が達成されているかを確認するよう指導されたい。</p> <p>(4) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>			
講じた措置			
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 平成23年12月分から、募集要項において示された手順書による計測方法により公園利用者数を把握するよう改善を行いました。</p> <p>(2) 指摘をいただきました会計事務等について、次のとおり改善を行いました。</p> <p>(個人情報保護)</p> <p>「個人情報の責任体制等報告書」を平成23年11月24日付けで県に提出しました。</p> <p>(業務計画書)</p> <p>平成24年度の業務計画書は、期限内の平成24年2月29日付けで県に提出しました。</p>			
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(3) 募集要項において示された手順書による計測方法により公園利用者数を把握するよう指定管理者に指導を行い、平成23年12月分から計測方法を改善させました。</p> <p>(4) 「個人情報の責任体制等報告書」の提出を指導し、平成23年11月24日付けで提出を受けました。</p> <p>平成24年度の業務計画書の提出を期限内に行うよう指導し、平成24年2月29日付けで提出を受けました。</p>			

部局名	県土整備部	団体名	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社
公の施設名	県営都市公園熊野灘臨海公園		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目	内 容		
区分経理	○公の施設管理事業と他の事業とは区分して経理する必要があるが、経費の一部について区分の誤りがあった。		
再委託の承認	○県の承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託していた。		
業務報告書	○基本協定書に定める業務報告書について、期限内に提出されていないものがあった。		
業務計画書	○業務計画書について県の承認を得ていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(3) 法人から提出される業務計画書について、基本協定書第 26 条に定める承認がなされていないので、その内容を検討し、必要があれば変更を指示したうえで、承認を行われたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) 指摘をいただきました会計事務等について、次のとおり改善を行いました。			
(区分経理)			
熊野灘臨海公園において、指定管理を受けた施設と都市公園法第 5 条に基づく管理許可を受けた施設をそれぞれ管理し、経理は明確に区分していますが、平成 22 年度分について一部に経費区分の誤りがありました。平成 23 年度も同様の誤りがあったため訂正しました。今後誤りがないようにするため、平成 24 年度中に経費区分の決まりを定めた会計規約を作成し、再発の防止に努めます。			
(再委託の承認)			
管理業務の一部の第三者への再委託については、業務計画書に業務内容と委託先業者名を記載し承認を受けるべきですが、平成 23 年度の再委託業務のうち一部に再委託業務の内容について記載漏れがあったため、平成 23 年 12 月 9 日に報告し承認を受けました。平成 24 年度分からはすべての再委託業務について記載し、適正に承認を受けています。			
(業務報告書)			
監査以降は、期限である翌月の 10 日までに県に提出し、提出期限の厳守に努めています。			
(業務計画書)			
従前は業務計画書を年度協定書案に添付し、年度協定の締結をもって承認を受けていると解釈していましたが、平成 24 年度分からは年度協定の締結とは別に業務計画書を期限内の平成 24 年 2 月 28 日に提出し、平成 24 年 3 月 28 日付けで県の承認を受けました。次年度以降についても、基本協定に基づき適正に承認を得ることとします。			

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

(2) 区分経理については、監査後直ちに適正な経費区分に修正するよう指導しました。また、区分経理の誤りを防止するため経費区分の決まりを定めた会計規約の作成を指示しました。

再委託の承認については、平成23年12月9日に業務計画書への記載漏れについて報告を受け、内容を確認のうえ承認しました。なお、平成24年度の業務計画書については、すべての再委託業務について記載があることを確認し、承認を行いました。

業務報告書については、提出期限を厳守するよう指導しました。

(3) 従前は年度協定の締結時に業務計画書の内容を検討し、その締結をもって承認とみなしていましたが、計画書の承認を独立した手続として処理することとし、平成24年度の業務計画書については、期限内の2月末までに受理し、平成24年3月28日付けで承認書を交付しました。

部局名	地域連携部	団体名	財団法人三重県体育協会				
公の施設名	三重県立鈴鹿青少年センター						
監査結果及び意見							
<p>(1) 施設の利活用を促進するため、成果目標を設定して管理業務を行っているが、利用者満足度については目標を達成したものの、施設稼働率、施設延利用者数については目標を下回っているため、目標達成に努められたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	内 容	補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。		
項目	内 容						
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。						
所管部局に対する意見							
<p>(3) 成果目標を設定して管理業務を行っているが、3項目中2項目が未達成であるため、目標が達成できるよう指導、助言等を行われたい。</p> <p>(4) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 成果目標を達成するため、新規事業「職人ものづくり教室」を開催したり、施設外での体験活動の場を提供する等、体験学習の充実を図るとともに、学校やサークル等未利用団体に対して閑散期等の利用促進活動を行いました。</p> <p>その結果、平成23年度施設延利用者数については、成果目標を達成することができましたが、施設稼働率については、平成22年度より3.1ポイント上回ったものの成果目標を達成することができませんでした。</p> <p>今後は、新規事業の充実及び利用促進活動を継続して行うとともに、施設稼働率については、利用者アンケート調査等により利用者ニーズを把握し、過去の実績との比較等により利用状況を分析・検証しながら、成果目標を上回るよう取り組んでいきます。</p> <p>(2) (補助金等事務)</p> <p>平成24年4月に、県補助金担当課から補助事業等状況報告書に添付すべき書類の明示を含め、同報告書の提出方法等について指示を受けました。これを受けて、平成24年度から三重県補助金等交付規則等に基づき同報告書を添付書類とともに提出し、適正な事務処理に努めます。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(3) 主催事業の協議を行ったり、利用状況を検証したうえで利用促進活動を実施するよう指導、助言を行いました。利用団体の活動縮小等の理由により、施設稼働率が成果目標を達成することができませんでした。</p> <p>今後は、業務報告書やモニタリング等において、利用促進活動の改善策や成果目標の進捗状況を把握するとともに、利用者拡大に向けて、指定管理者と連携し、市町教育委員会、青少年教育施設及び地域の団体等への必要な働きかけを行っていきます。(所管部局名：教育委員会事務局)</p> <p>(4) 監査後、平成24年度から適切に事務処理を行えるよう補助事業等状況報告書に添付すべき書類の様式等の検討を行うなど準備を進めました。</p> <p>平成24年4月に、スポーツ推進課所管の補助金等にかかる補助事業等状況報告書に添付すべき書類等を補助金等交付要領において決めました。また、補助事業者である財団法人三重県体育協会に対し、同報告書に添付すべき書類等を明示し、適切に提出するよう指導しました。</p> <p>(所管部局名：地域連携部 スポーツ推進局)</p>							

部局名	地域連携部	団体名	三重県体育協会グループ
公の施設名	三重県営総合競技場、三重県営鈴鹿スポーツガーデン		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
	項 目	内 容	
	履行確認	○会計規程に定める履行の確認の記録が行われていなかった。 (三重県営総合競技場)	
	物品の処分	○物品の処分について、会計規程に定める処分決定調書の作成等が行われていなかった。 (三重県営鈴鹿スポーツガーデン)	
	利用料金の申し出	○体育館トレーニングルームの利用料金の変更について、基本協定書に定める申し出が、期限内に行われていなかった。 (三重県営鈴鹿スポーツガーデン)	
	契約手続	○契約を締結する際に、会計規程に定める予定価格が設定されていないものがあつた。 (三重県営鈴鹿スポーツガーデン)	
所管部局に対する意見			
(2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) (履行確認) 平成23年度以降の案件について、契約金額に応じて履行確認書の作成あるいは履行を確認した旨の記録を行い、整理しました。今後は履行確認を行う際には、履行確認書の作成等により履行の確認の記録を行い、適正な事務処理に努めます。			
(物品の処分) 平成23年度以降の案件について、三重県体育協会会計規程に基づき物品の処分決定調書を作成・整理しました。今後は、会計規程に基づき適正な事務処理に努めます。			
(利用料金の申し出) 今回の監査結果に基づき、基本協定書に定める利用料金の変更の手続きについて適正な事務処理を行うことを確認し、あらためて法人内に周知を図りました。			
(契約手続) 今回の監査結果に基づき、三重県体育協会会計規程の規定に則った予定価格の設定など適正な事務処理を行うことを確認し、あらためて法人内に周知を図りました。			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 会計事務等について、法人の会計規程に基づき適正な事務処理を行えるよう、県の会計事務の取扱例等を参考にしながら指導するとともに、指定管理者モニタリング時に事務処理の改善状況を確認しました。 今後も指定管理者モニタリング時等に事務処理状況の確認を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。			

部局名	三重県教育委員会事務局	団体名	有限会社熊野市観光公社
公の施設名	三重県立熊野少年自然の家		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
	項 目	内 容	
	業務報告書	○基本協定書に定める業務報告書について、期限内に提出されていないものがあつた。	
所管部局に対する意見			
(2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) (業務報告書)			
基本協定書に定める県への提出書類については、期限に遅れることのないよう、担当者に注意喚起し、朝礼等で再度提出物の確認を行っています。また、提出書類名、期限、発送日等を記載した「報告記録調書」を作成し、担当者と所長が確認する二重チェック体制を整備し、提出状況は職員全員に周知しています。			
なお、平成23年度第4四半期分の業務報告書については、提出期限である翌四半期の初日から15日までに適正に県に提出しています。(平成24年4月11日に提出。)			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 業務報告書やその他提出書類について、基本協定書に定められた提出期限を厳守するよう、モニタリング時に進捗状況の確認と指導を行いました。また、提出期限が近づいてきた書類については、電話でも進捗状況を確認するなど、指定管理者に対して随時注意喚起を行っています。			
なお、平成23年度における書類提出については、遅延はありませんでした。			

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	環境生活部	団体名	学校法人ニッケン学園				
補助金等名	私立外国人学校振興補助金、私立外国人学校教材費等補助金、私立高等学校等授業料減免補助金、高等学校等就学支援金事務費交付金						
対象施設名	ニッケン学園						
監査結果及び意見							
<p>(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
項目	内容						
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。						
所管部局に対する意見							
<p>(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者にも明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。</p> <p>(3) 所管室が団体へ通知した実績報告書等の提出期限が、要領等に定める期限と相違していたので、特段の事情等がない限り、要領等に定められた時期までに提出するよう通知されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (補助金等事務)</p> <p>今後は、各補助金に係る県の規程及び指示に基づき、必要なものについては状況報告書を提出します。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 三重県補助金等交付規則の改正作業にあわせて、補助金ごとに状況報告書の提出が必要かどうかを検討し、改正後の同規則第10条の規定に基づき、交付決定時点において補助対象となる事業費や補助金額が確定している補助金については状況報告書の提出は求めないこととしました。</p> <p>状況報告書の提出が必要と整理された補助金については、各補助金の取扱要領を改正し、状況報告書の提出と添付書類を規定して補助事業者にも明示し、今後は取扱要領に基づき状況報告書を提出するよう補助事業者を指導しました。</p> <p>(3) 補助金の取扱要領に定める実績報告書の提出期日を改正し、補助事業者にも通知するとともに、提出期日の遵守を指導しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立高等学校等授業料減免補助金 3月10日→3月25日に改正 (平成23年度分については期限内の平成24年3月23日に提出されています。) 							

部局名	環境生活部	団体名	学校法人エスコラピオス学園				
補助金等名	私立高等学校等振興補助金、私立高等学校等授業料減免補助金、私立高等学校等入学一時金給付事業補助金、私立学校人権教育推進補助金、私立高等学校等教育改革推進特別補助金、私立高等学校教育国際化推進事業費補助金、結核健康診断補助金、高等学校等就学支援金事務費交付金						
対象施設名	海星高等学校、海星中学校						
監査結果及び意見							
<p>(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="220 510 1409 719"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○実績報告書が、県から通知した期限や各補助金等の要綱・要領等に定める期限内に提出されていないものがあつた。 </td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	補助金等事務	<ul style="list-style-type: none"> ○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○実績報告書が、県から通知した期限や各補助金等の要綱・要領等に定める期限内に提出されていないものがあつた。
項目	内容						
補助金等事務	<ul style="list-style-type: none"> ○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○実績報告書が、県から通知した期限や各補助金等の要綱・要領等に定める期限内に提出されていないものがあつた。 						
所管部局に対する意見							
<p>(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。</p> <p>(3) 所管室が団体へ通知した実績報告書の提出期限が、要領等に定める期限と相違していたものがあつたので、特段の事情等がない限り、要領等に定められた時期までに提出するよう通知されたい。また、提出遅延のものについては、今後、適正な処理を行うよう法人を指導されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (補助金等事務)</p> <p> 今後は、各補助金に係る県の規程及び指示に基づき、必要なものについては状況報告書を提出します。</p> <p> 今後は、各補助金に係る実績報告書を所定の期限内に提出します。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 三重県補助金等交付規則の改正作業にあわせて、補助金ごとに状況報告書の提出が必要かどうかを検討し、改正後の同規則第10条の規定に基づき、交付決定時点において補助対象となる事業費や補助金額が確定している補助金については状況報告書の提出は求めないこととしました。</p> <p> 状況報告書の提出が必要と整理された補助金については、各補助金の取扱要領を改正し、状況報告書の提出と添付書類を規定して補助事業者に明示し、今後は取扱要領に基づき状況報告書を提出するよう補助事業者を指導しました。</p> <p>(3) 補助金の取扱要領に定める実績報告書の提出期日を改正し、補助事業者に通知するとともに、提出期日の遵守を指導しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立高等学校等授業料減免補助金 3月10日→3月25日に改正 (平成23年度分については期限内の平成24年3月21日に提出されています。) ・私立高等学校等入学金補助金 5月31日→6月30日に改正 (平成24年度分については期限内の平成24年6月14日に提出されています。) 							

部局名	環境生活部	団体名	学校法人大川学園				
補助金等名	私立幼稚園振興補助金、私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）、私立高等学校等教育改革推進特別補助金(子育て支援)、私立幼稚園心身障がい児助成事業補助金						
対象施設名	大川幼稚園、津西幼稚園						
監査結果及び意見							
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td> <p>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>○私立幼稚園振興補助金において、財務計算に関する書類については、翌年度の6月30日までに提出することになっているが、期限までに提出されていなかった。</p> </td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	補助金等事務	<p>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>○私立幼稚園振興補助金において、財務計算に関する書類については、翌年度の6月30日までに提出することになっているが、期限までに提出されていなかった。</p>
項目	内容						
補助金等事務	<p>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>○私立幼稚園振興補助金において、財務計算に関する書類については、翌年度の6月30日までに提出することになっているが、期限までに提出されていなかった。</p>						
所管部局に対する意見							
(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。							
(3) 財務計算に関する書類については、翌年度の6月30日までに県に提出することになっているが、期限までに提出されていなかったため、期限内に提出するよう指導されたい。							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (補助金等事務)</p> <p>今後は、各補助金に係る県の規程及び指示に基づき、必要なものについては状況報告書を提出します。</p> <p>今後は、財務計算に関する書類を所定の期限内に提出します。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 三重県補助金等交付規則の改正作業にあわせて、補助金ごとに状況報告書の提出が必要かどうかを検討し、改正後の同規則第10条の規定に基づき、交付決定時点において補助対象となる事業費や補助金額が確定している補助金については状況報告書の提出は求めないこととしました。</p> <p>状況報告書の提出が必要と整理された補助金については、各補助金の取扱要領を改正し、状況報告書の提出と添付書類を規定して補助事業者に明示し、今後は取扱要領に基づき状況報告書を提出するよう補助事業者を指導しました。</p> <p>(3) 私学関係法令等に基づき、財務計算に関する書類を期限内に提出するよう補助事業者へ指導しました。平成23年度分については、期限内の平成24年6月29日に提出されています。</p>							

部局名	環境生活部	団体名	学校法人愛農学園				
補助金等名	私立大学等経常費補助金(私立高等学校経常費補助)、私立高等学校等振興補助金、私立高等学校等授業料減免補助金、私立高等学校等入学一時金給付事業補助金、私立学校施設整備費補助金、私立学校耐震化緊急整備費補助金、高等学校等就学支援金事務費交付金						
対象施設名	愛農学園農業高等学校						
監査結果及び意見							
<p>(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="220 510 1409 719"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td> <p>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>○私立学校耐震化緊急整備費補助金の実績報告書において、必要な書類の一部が添付されていなかった。</p> </td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	補助金等事務	<p>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>○私立学校耐震化緊急整備費補助金の実績報告書において、必要な書類の一部が添付されていなかった。</p>
項目	内容						
補助金等事務	<p>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>○私立学校耐震化緊急整備費補助金の実績報告書において、必要な書類の一部が添付されていなかった。</p>						
所管部局に対する意見							
<p>(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者にも明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。</p> <p>(3) 補助金事務において、県への実績報告に必要な書類が一部添付されていなかったため、今後、提出書類の精査を徹底し、不備のないよう補助事業者を指導されたい。</p> <p>(4) 補助金事務において、交付要領等で特段の定めがないにもかかわらず交付決定前の事業着手が認められているので、諸規定等を整備し、判断基準の透明性確保に努められたい。</p> <p>(5) 所管室が団体へ通知した実績報告書等の提出期限が、要領等に定める期限と相違していたので、特段の事情等がない限り、要領等に定められた時期までに提出するよう通知されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (補助金等事務)</p> <p>　　今後は、各補助金にかかる県の規程及び指示に基づき、必要なものについては状況報告書を提出します。</p> <p>　　今後、補助対象事業の内容を変更する場合は県担当者と相談したうえ、補助金取扱要領などに則って業者と変更契約を締結し、補助事業変更の手続をとります。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 三重県補助金等交付規則の改正作業にあわせて、補助金ごとに状況報告書の提出が必要かどうかを検討し、改正後の同規則第10条の規定に基づき、交付決定時点において補助対象となる事業費や補助金額が確定している補助金については状況報告書の提出は求めないこととしました。</p> <p>　　状況報告書の提出が必要と整理された補助金については、各補助金の取扱要領を改正し、状況報告書の提出と添付書類を規定して補助事業者にも明示し、今後は取扱要領に基づき状況報告書を提出するよう補助事業者を指導しました。</p> <p>(3) 補助事業者にも補助金取扱要領に基づいて事業を実施し、実績報告時等においては取扱要領に規定の書類を提出するよう指導しました。</p> <p>　　なお、平成23年度分については当法人に対する当該補助金の交付はありません。</p> <p>(4) 補助事業の内容から、交付決定前に早期に事業着手する必要性が考えられるものについて、補助金取扱要領に事前着手にかかる規定を整備しました。</p>							

今後は取扱要領に基づき、適切に処理を行います。

なお、平成 23 年度分については当法人に対する当該補助金の交付はありません。

(5) 補助金の取扱要領に定める実績報告書の提出期日を改正し、補助事業者に通知するとともに、提出期日の遵守を指導しました。

- ・私立高等学校等授業料減免補助金 3月10日→3月25日に改正
(平成 23 年度分については期限内の平成 24 年 3 月 13 日に提出されています。)
- ・私立高等学校等入学金補助金 5月31日→6月30日に改正
(平成 24 年度分については期限内の平成 24 年 6 月 15 日に提出されています。)

部局名	健康福祉部	団体名	社会福祉法人伊賀市社会事業協会				
補助金等名	産休等代替職員賃金補助金、三重県点字図書館運営事業費補助金、結核健康診断補助金						
対象施設名	上野点字図書館、梨ノ木園他						
監査結果及び意見							
<p>(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td> <p>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>○産休等代替職員賃金補助金の実績報告書が、補助金交付要領に定める期限内に提出されていないものがあつた。</p> </td> </tr> </tbody> </table>				項目	内 容	補助金等事務	<p>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>○産休等代替職員賃金補助金の実績報告書が、補助金交付要領に定める期限内に提出されていないものがあつた。</p>
項目	内 容						
補助金等事務	<p>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>○産休等代替職員賃金補助金の実績報告書が、補助金交付要領に定める期限内に提出されていないものがあつた。</p>						
所管部局に対する意見							
<p>(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。</p> <p>(3) 実績報告書の提出遅延があつたので、今後、適正な処理を行うよう法人を指導されたい。</p> <p>(4) 三重県点字図書館運営事業費補助金の交付決定に際して、身体障害者保護費国庫負担（補助金交付要綱に定められた交付条件を付さず、また誤った交付条件が付されているので、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(5) 所管室が団体に通知した結核健康診断補助金の変更交付申請書及び実績報告書の提出期限が、交付要領に定める期限と相違していたので、特段の事情等がない限り、要領等に定められた時期までに提出するよう通知されたい。</p> <p>(6) 所管室が団体に通知した産休等代替職員賃金補助金の交付申請書の提出期限が、交付要領に定める期限と相違していたので、特段の事情等がない限り、要領等に定められた時期までに提出するよう通知されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (補助金等事務)</p> <p>補助事業等状況報告書について、今後は改正された交付要領等に記載の様式に基づき、適時適切に事務処理を行います。</p> <p>産休等代替職員賃金補助金については、平成23年度から事前協議が導入されており、その事前協議に基づき平成24年3月26日付けで交付決定がなされました。交付要領および交付決定書に規定される交付条件に基づき、平成24年4月10日までに実績報告書を提出しました。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 平成24年4月1日付けで結核健康診断補助金交付要領の改正を行い、状況報告書の提出、及び添付書類を示すとともに、平成24年度から本要領により、適時適切に提出するよう指導していきます。</p> <p>平成24年3月1日付けで三重県点字図書館運営事業費補助金交付要領を改正し、補助事業等状況報告書を要領等で定め、補助事業者から補助事業等状況報告書を適時提出させることとし、適正な事務処理に努めます。</p>							

- (3) 平成 23 年度から産休等代替職員任用の促進を図るため、事前協議制を導入し、平成 24 年 3 月 26 日付けで交付決定をしました。交付決定において平成 24 年 4 月 10 日までに実績報告書を提出するよう交付条件に付して通知しました。なお、平成 23 年度分の実績報告書は期限までに提出されています。
- (4) 三重県点字図書館運営事業費補助金交付については、身体障害者保護費国庫負担（補助）金交付要綱に定められた交付条件を付すとともに、適正な事務処理に努めます。
- (5) 変更交付申請書及び実績報告書の提出期限は要領に定められた時期とするよう、各保健福祉事務所に周知徹底しました。
今後も各年次において、適宜周知徹底を図っていきます。
- (6) 平成 23 年度から産休等代替職員任用の促進を図るため、事前協議制を導入しましたが、交付申請書及び事前協議書の提出期限は、交付要領に定める期限としました。
なお、期限厳守を明記し通知しています。

部局名	健康福祉部	団体名	紀南病院組合立紀南病院
補助金等名	医療施設耐震化整備事業費補助金、医療施設運営費等補助金(産科医療機関確保事業、へき地医療拠点病院運営事業)、救急医療体制人材確保緊急支援事業補助金、救急勤務医支援事業補助金		
対象施設名	紀南病院		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
補助金等事務		○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。	
会計事務等		○補助事業の遂行において工事を施工するにあたり、伺い文書が作成されていなかった。	
所管部局に対する意見			
(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。			
(3) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) (補助金等事務) 今回の監査結果に基づき、補助金等事務は、担当部局との調整、各補助金要綱等の確認を徹底し、指示に従い適切な時期での報告書提出を行いました。なお、平成23年度分の報告書は平成24年1月30日に提出しました。			
(会計事務等) 会計事務等については、紀南病院組合会計規定に則り、適正な事務処理を行うことの周知を図りました。			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 要綱の中で、補助事業等状況報告について規定するよう平成23年度において見直しました。今後は、補助事業者に当報告についても適時適切に提出するよう求めていきます。			
(3) 今後引き続き、適正な事務処理が行われるよう求めていきます。			

部局名	健康福祉部	団体名	医療法人正和会
補助金等名	老人保健福祉施設整備費補助金、施設開設準備経費助成等特別対策事業補助金		
対象施設名	介護老人保健施設 老健クローバー		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
	項 目	内 容	
	補助金等事務	○施設開設準備経費助成等特別対策事業補助金において、交付要領に定める状況報告書が提出されていなかった。	
所管部局に対する意見			
(2) 補助金事務において、県への状況報告がされていないものがあつたので、報告書の提出状況を把握し、未報告のないよう補助事業者を指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) (補助金等事務)			
補助金交付要領に定める状況報告書が未提出であつたため、今後は、補助金交付要領に定める事項を遵守し、適切な時期に状況報告等を遅滞なく提出するよう法人内での徹底を図りました。			
なお、平成23年度は施設開設準備経費助成等特別対策事業補助金の交付を受けていません。			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 補助金交付要領に定める状況報告について、提出状況を把握するためのチェックリストを作成して進捗管理を行うとともに、提出が遅れている補助事業者に対しては速やかに提出するよう指導を行いました。			

部局名	健康福祉部	団体名	社会福祉法人愛恵会
補助金等名	精神障害者社会復帰施設運営費補助金、精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金		
対象施設名	生活訓練施設 ひまわり		
監査結果及び意見			
(1) 補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
	項 目	内 容	
	補助金等事務	<ul style="list-style-type: none"> ○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要領に定める変更交付申請書が提出されていなかった。 ○精神障害者社会復帰施設運営費補助金について、補助申請時、実績報告時に補助対象経費から除く必要のある精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金分を対象経費として算定していた。 	
	契約手続	○契約を締結する際に、会計規程に定める予定価格が設定されていなかった。	
所管部局に対する意見			
(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。			
(3) 精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要領に規定する変更交付申請がされていなかったため補助事業者に対し、適時適切に提出するよう指導されたい。			
(4) 精神障害者社会復帰施設運営費補助金について、補助申請時、実績報告時に補助対象経費から除く必要のある精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金分を対象経費として算定していたので、書類のチェックを適切に行い、適正な書類の提出を指導されたい。			
(5) 精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金の実績報告書の添付書類の中に不必要なものがあつたので、添付書類の要否を検討されたい。			
(6) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) (補助金等事務)			
精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要領及び精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金交付要領の中に明記された状況報告書の内容を確認し、また、健康福祉部より状況報告書を提出するように指導がありましたので平成24年2月に提出しました。			
精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要領に定める変更交付申請について、適切に変更交付申請書を提出しました。			
精神障害者社会復帰施設運営費補助金について、精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金の経費を対象外経費とし、適切に処理しました。			

(契約手続)

経理担当部門の職員に経理規程の周知徹底を行い、業務の再確認を行うとともに、チェック体制を強化し、適正な経理処理に努めます。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (2) 精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要領及び精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金交付要領に状況報告書について明確に規定し、各施設に周知し、状況報告書が提出され、適正であると判断できましたので受理しました。
- (3) 精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要領に定める変更交付申請について、各施設に周知し、変更があった施設については、適切に変更交付申請が提出され、受理しました。
- (4) 精神障害者社会復帰施設運営費補助金について、精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金の経費が対象外であることを各施設に周知し、適正な書類が提出されました。
- (5) 精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金交付要領を改正し、添付書類について見直しを行いました。
- (6) 各施設の監査時において、会計事務処理について指導を行いました。また、各施設からの会計事務の質疑について、随時適切に対応を行いました。

部局名	農林水産部	団体名	三重県木材協同組合連合会				
補助金等名	「三重の木」利用拡大等支援事業補助金、木とのふれあい促進事業費補助金						
対象施設名	三重県木材協同組合連合会						
監査結果及び意見							
<p>(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
項 目	内 容						
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。						
所管部局に対する意見							
<p>(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (補助金等事務)</p> <p>三重県補助金等交付規則等を十分理解し、書類の提出漏れ等がないよう、複数職員により確認するなど、チェック体制を強化しました。</p> <p>なお、平成23年度については、県において状況報告書の添付書類等について検討が進められていたことから、県の指示により、口頭で事業の状況報告を行い、適切な事業実施に努めました。</p> <p>今後とも県の指導に従い、各種事務手続を適時適切に行います。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 森林・林業経営課における「三重の木」利用拡大等支援事業補助金に対して、平成24年2月15日付で「森林・林業経営室関係補助金等交付要領」について状況報告書の提出及び添付書類について規定の改訂を行い、関係事業者に通知しました。</p> <p>木とのふれあい促進事業費補助金については平成23年度において事業廃止となりましたが、みどり共生推進課における所管事業に対して、平成24年3月6日付で「自然環境室森林環境関係補助金等交付要領」について状況報告書の提出及び添付書類について規定の改訂を行い、関係事業者に通知しました。</p> <p>今後、森林・林業経営課及びみどり共生推進課において各種事務手続を適時適切に行うよう職員への当該要領の周知徹底とチェック体制の強化を図るとともに、各種事務手続を適時適切に行うよう団体を指導していきます。</p>							

部局名	農林水産部	団体名	「三重の木」利用推進協議会				
補助金等名	「三重の木」利用拡大等支援事業補助金、「三重の木」家づくり情報提供支援事業費補助金						
対象施設名	「三重の木」利用推進協議会						
監査結果及び意見							
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	内 容	補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。		
項 目	内 容						
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。						
所管部局に対する意見							
(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。							
講じた措置							
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]							
(1) (補助金等事務) 三重県補助金等交付規則等を十分理解し、書類の提出漏れ等がないよう、複数職員により確認するなど、チェック体制を強化しました。 なお、平成23年度については、県において状況報告書の添付書類等について検討が進められていたことから、県の指示により、口頭で事業の状況報告を行い、適切な事業実施に努めました。 今後とも県の指導に従い、各種事務手続を適時適切に行います。							
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]							
(2) 平成24年2月15日付けで「森林・林業経営室関係補助金等交付要領」について補助事業等状況報告書の提出及び添付書類について規定の改訂を行い、関係事業者に通知しました。今後とも各種事務手続を適時適切に行うよう職員への当該要領の周知徹底とチェック体制の強化を図るとともに、各種事務手続を適時適切に行うよう団体を指導していきます。							

部局名	農林水産部	団体名	松阪飯南森林組合
補助金等名	造林補助事業補助金、間伐対策事業費補助金、森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金		
対象施設名	松阪飯南森林組合		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
	項 目	内 容	
	補助金等事務	○森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金において、三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。	
所管部局に対する意見			
(2) 森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金において、状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) (補助金等事務) 三重県補助金等交付規則等を十分理解し、書類の提出漏れ等がないよう、複数職員により確認するなど、チェック体制を強化しました。 なお、平成23年度については、平成23年11月10日付けで状況報告を提出しています。 県の指導に従い、今後とも各種事務手続を適時適切に行います。			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 平成23年4月1日付けで環森第05-118号により「森林・林業経営室関係補助金等交付要領」について状況報告書の提出及び添付書類について規定の改訂を行い、関係事業者に通知しています。 今後とも各種事務手続を適時適切に行うよう職員の資質向上とチェック体制の強化を図るとともに、各種事務手続を適時適切に行うよう団体を指導してまいります。			

部局名	農林水産部	団体名	鈴四トマト研究会
補助金等名	リーディング産地新規参入者受入体制強化緊急支援事業補助金		
対象施設名	鈴四トマト研究会		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
	項 目	内 容	
	補助金等事務	○補助要件となっている「財産管理台帳の作成」、「独立の口座開設又はこれに替わる独立した出納簿による整理」が行われていなかった。	
所管部局に対する意見			
(2) 補助金事務において、補助要件に沿った事務処理が一部行われていなかったため、今後、適正な事務処理となるよう補助事業者を指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) (補助金等事務) 事業にかかる出納簿を整理し、財産管理台帳を作成しました。 また、他に事務処理上改善を要する事項がないかをチェックし、今後はこのようなことがないようにします。			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 補助事業者の補助金受入れ方法や補助事業で取得した財産が適正に管理されるよう指導を徹底しました。			

部局名	農林水産部	団体名	三重県信用漁業協同組合連合会				
補助金等名	経営健全化促進事業利子補給金、漁協等経営基盤強化対策事業利子補給金、漁協組織緊急再編対策事業利子補給金、漁業近代化資金利子補給金、漁業経営維持安定資金利子補給補助金、合併漁協等自立促進事業利子補給金						
対象施設名	三重県信用漁業協同組合連合会						
監査結果及び意見							
<p>(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>○三重県補助金等交付規則で規定する補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	補助金等事務	○三重県補助金等交付規則で規定する補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
項 目	内 容						
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則で規定する補助事業等状況報告書が提出されていなかった。						
所管部局に対する意見							
<p>(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (補助金等事務)</p> <p>三重県補助金等交付規則等を十分理解し、書類の提出漏れ等がないよう、複数職員により確認するなどチェック体制を強化しました。</p> <p>なお、平成23年度については、県において状況報告書の提出要否等について検討が進められていたことから、適時状況報告を行いました。</p> <p>今後も、所管部局の指示に従い、適正な事務処理に努めます。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 三重県補助金等交付規則第10条の改正により、平成24年度からあらかじめ補助金等の金額が確定している場合には状況報告の提出を要しないとされました。</p> <p>なお、当該補助金についてはこれに該当するので、今後は状況報告の提出を要しないものとして取り扱うこととしました。</p>							

部局名	警察本部	団体名	社団法人三重県防犯協会連合会
補助金等名	三重県防犯協会連合会補助金		
対象施設名	三重県防犯協会連合会事務室		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目	内 容		
補助金等事務	<ul style="list-style-type: none"> ○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○警察関係補助金交付要領に定める変更承認申請書が提出されていなかった。 		
所管部局に対する意見			
(2) 警察関係補助金交付要領の補助事業等状況報告書の提出に関する定めが、三重県補助金等交付規則の定めと合致していないので、同要領の文言について検討されたい。あわせて、状況報告書を適時適切に提出するよう指導されたい。			
(3) 警察関係補助金交付要領に定める変更承認申請書が提出されていなかったもので、補助事業者に対し適時適切に提出するよう指導されたい。			
(4) 警察関係補助金交付要綱の規定では、補助対象経費が事業費予算額とされているが、支出済額である実績額に改めるよう検討されたい。			
(5) 補助金の申請書、概算払請求書や実績報告書及びそれらの添付書類において、補助対象事業に係る経費が明示されていない。対象経費を明示する書類を添付させることなどを検討されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) (補助金等事務)			
<p>監査結果を受けて、平成23年度は平成24年2月に補助金状況報告書を提出しました。今後においても三重県補助金等交付規則及び警察関係補助金交付要領に基づく補助事業の遂行及び補助金の執行状況について、状況報告書等により報告を行います。</p> <p>監査結果を受けて、平成23年度は補助事業費の変更に際して、平成24年2月に変更承認申請書を提出しました。今後においても警察関係補助金交付要領に基づき、補助事業の変更等があった場合には、承認申請書により報告を行います。</p>			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 三重県補助金等交付規則の定めと合致するよう警察関係補助金交付要領の改正を行い、対象法人に対しては改正要領に基づいた状況報告書の提出について指導を行いました。			
(3) 改正警察関係補助金交付要領に従い、変更承認申請書の提出について指導を行いました。			
(4) 警察関係等補助金等交付要綱の改正を行い、補助対象経費が事業費予算額とされていたところを実績額である事業費へと改めました。			
(5) 警察関係補助金交付要領の改正を行うとともに、対象法人に対し、今後の申請に当たっては、補助対象事業及びその経費を明示する書類の添付を指導しました。			

部局名	地域連携部	団体名	日本スポーツマスターズ 2010 三重大会実行委員会				
補助金等名	日本スポーツマスターズ 2010 三重大会実行委員会負担金						
対象施設名	日本スポーツマスターズ 2010 三重大会実行委員会						
監査結果及び意見							
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	内 容	補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。		
項 目	内 容						
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。						
所管部局に対する意見							
(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、今後、同様の事業を実施する場合には、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。							
講じた措置							
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]							
(1) (補助金等事務) 今後、三重県補助金等交付規則に基づく補助金等の交付を受けて事業を実施する場合には、同規則等の規定に従い、県補助金等担当課から指示された書類を添えて適切に補助事業等状況報告書を提出するよう努めます。							
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]							
(2) 平成 24 年 4 月に、スポーツ推進課所管の補助金等にかかる補助事業等状況報告書に添付すべき書類を補助金等交付要領において決めました。今後、同様の事業を実施する場合には、他の補助金等と同様に補助金等交付要領等において添付すべき書類を定め、補助事業者等に明示したうえで、適切に報告書が提出されるよう指導します。							

監査委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき平成23年度に実施した行政監査について、その結果に基づいて平成24年6月までに講じた措置が知事、教育委員会及び公安委員会から通知されたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年9月4日

三重県監査委員	植	田	十	志	夫
三重県監査委員	青	木	謙	順	
三重県監査委員	後	藤	健	一	
三重県監査委員	田	中	正	孝	

監査の結果に基づいて講じた措置

テーマ：県単独補助金

担当部名 総務部

監査の結果及び意見	
(補助金名 補助金全般)	
<速やかに是正、改善を求める事項()>	
1 補助金交付等の事務手続きについて 県規則第10条で提出を求めている「補助事業等状況報告書」について、未提出のものや交付要領等で定めた期限内に提出されていないものが見受けられたので、適時適切に提出するよう、補助事業者に指導されたい。 ただし、あらかじめ補助金額が年額で定められているものや短期間で補助事業が完了するものなど、必ずしも状況報告を必要としないものもあることから、その必要性や提出のあり方について検討されたい。	
講じた措置(処理状況)	(総務部 財政課)
<実施した取組内容及び成果>	
1 補助金交付等の事務手続きについて 三重県補助金等交付規則第10条(状況報告)の規定を改正し、「ただし、あらかじめ補助金等の金額が確定している場合にあつては、この限りでない。」を加えることで、状況報告の提出にかかる例外規定を設けました。(平成24年4月1日施行)	

テーマ：県単独補助金

担当部名 地域連携部

監査の結果及び意見	
(補助金名 市町村自主運行バス等維持費補助金)	
<速やかに是正、改善を求める事項()>	
1	<p>交付要領等における規定状況について</p> <p>規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 申請取下げ期限が規定されていない。</p> <p>(2) 状況報告に関して規定されていない。</p>
2	<p>補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p>

<改善または改善についての検討を求める事項()>	
1	<p>補助制度について</p> <p>自主運行バスの収支改善を図るためには、収入増加や経費削減の取組のインセンティブが働く制度とするなど、関係機関と協議のうえ、より効果的な運行支援となるよう検討することが望ましい。</p>

講じた措置(処理状況)	(地域連携部 交通政策課)
<実施した取組内容及び成果>	
1	<p>交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) 三重県バス運行対策費補助金交付要領を改正し、申請取下げ期限を「交付決定通知を受けた日から7日以内」と規定しました。(平成24年6月1日施行)</p> <p>(2) 当該補助金は、補助対象期間の運行終了後、市町において運行実績に基づいて補助申請がなされるものであり、実績が確定した時点で、補助申請額も確定しています。</p> <p>三重県補助金等交付規則第10条の改正により、平成24年度から、あらかじめ補助金等の金額が確定している場合には状況報告の提出を要しないとされたため、当該補助金についてはこの場合に該当し、今後は状況報告の提出を要しないものとして取り扱うこととしました。</p>
2	<p>補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 三重県補助金等交付規則第10条の改正により、平成24年度から、あらかじめ補助金等の金額が確定している場合には状況報告の提出を要しないとされたため、当該補助金についてはこの場合に該当し、今後は状況報告の提出を要しないものとして取り扱うこととしました。</p>

<改善についての検討状況>	
1	<p>補助制度について</p> <p>県では、国の制度改正の動きを見据えて、平成21年度には効率的で持続可能なバス路線と県の支援のあり方について、国や学識経験者、事業者、市町の代表者と検討し、平成22年度には「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の検討会議において、市町と役割分担について協議を行いました。その結果、複数市町をまたぐ「地域間バス」については県が、日常生活の移動ニーズに対応した「地域内バス」については市町が主体的に担うことと整理されました。</p> <p>以上の様々な整理等を踏まえ、平成23年度に市町や事業者と議論し、県と市町の役割分担を明確にし、生活交通の「ネットワーク化」を進めるとともに、国の新たな制度を活用し限られた財源を有効に活かしていくという観点から、県は「地域間バス」を充実させ、市町自主運行バスに対する補助は廃止することとしています。</p> <p>市町に対しては、市町の「地域内バス」が国の補助対象となるよう、県は助言や情報提供等を行うとともに、国に対し、国庫補助制度が地域にとって使い勝手がよくなるよう、補助要件の緩和を要望するなど、生活交通の「ネットワーク化」を推進しているところです。</p>

テーマ：県単独補助金

担当部名 地域連携部

監査の結果及び意見

(補助金名 過疎市町等地域づくり支援事業補助金)

<速やかに是正、改善を求める事項()>

1 交付要領等における規定状況について

規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。

- (1) 申請取下げ期限が規定されていない。
- (2) 状況報告に関して規定されていない。
- (3) 交付額算定方法について、千円未満を切り捨てているが、その処理について要領等に明示されていない。

2 補助金交付等の事務手続きについて

事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。

- (1) 一部の地域機関において、事業計画の承認から交付決定にいたるまでの事務処理が遅延していたため、補助事業の一部が交付決定前に着手されていた。
- (2) 補助事業者からの補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
- (3) 一部の地域機関において、支払に際して、履行確認に関する事項(履行を確認した日及び検査員の氏名)が記載されていなかった。

実績報告書に添付された証拠書類、写真等をもとに書面により検査を実施しているが、施設整備事業も補助対象であることから、可能な限り実地での検査を実施されたい。

3 地域機関への制度周知や指導について

平成 18 年度の補助制度策定時に Q & A を作成しているが、以降の改正に対応しておらず、地域機関も Q & A について把握していなかった。

平成 23 年度に補助制度がリニューアルされたことから、これに対応する新たな事務マニュアルを作成するなどして、各地域機関での事務処理が一律かつ円滑(効率的)に行われるように配慮されたい。

<改善または改善についての検討を求める事項()>

1 補助制度について

当該補助制度は、制度としての意義は認められるものの、地域づくりに関する類似した補助制度が存在するため、両補助制度の補助要件を整理するなど、効率的な補助制度となるよう見直すことが望ましい。

2 補助金交付等の事務手続きについて

平成 22 年度は、事業計画の承認が 6 月 1 日以降に行われており、交付決定も遅いものは 8 月に入ってから行われていたため、事業計画の提出からヒアリング、承認、交付申請、交付決定といった一連の事務処理のスケジュールを早期化し、補助事業が円滑に行われるように配慮することが望ましい。

3 補助金の効果・成果の把握について

成果指標として、「過疎・離島地域における交流人口」を設定している。この数値は三重県観光統計による数値を用いているが、平成 22 年度から新たに鳥羽市が過疎地域の指定を受けたことから、鳥羽市の観光客の数値が反映されることとなるため、当該補助事業により増加をめざしている「条件不利地域における交流人口・定住人口」と乖離が大きくなる可能性がある。

平成 23 年度に補助制度がリニューアルされたことから、成果指標についても見直すことが望ましい。

講じた措置（処理状況）	（地域連携部 南部地域活性化局 南部地域活性化推進課）
<実施した取組内容及び成果>	
1 交付要領等における規定状況について	
(1) 地域活性化支援事業補助金交付要領を制定し、申請取下げ期限を「交付決定通知の受領日から60日以内」と規定しました。（平成24年4月1日施行）	
(2) 地域活性化支援事業補助金交付要領を制定し、11月30日までの補助事業の遂行状況について、12月15日までに知事に報告書を提出するよう規定しました。（平成24年4月1日施行）	
(3) 地域活性化支援事業補助金交付要領を制定し、交付額算定方法について、千円未満は切り捨てとすることを明記しました。（平成24年4月1日施行）	
2 補助金交付等の事務手続きについて	
(1) 当該県民センターに対し、的確な処理を指導するとともに、「地域活性化支援事業」Q & Aを作成し、事業の手続きの流れを明示し、交付決定前の事業着手とならないよう、市町と県民センターで調整するよう周知徹底を図りました。	
(2) 地域活性化支援事業補助金交付要領を制定し、状況報告について新たに規定しました。（平成24年4月1日施行）また、併せて「地域活性化支援事業」Q & Aを作成し、状況報告の意義等について明示し、適切に報告が行われるよう周知しました。	
(3) 当該県民センターに対し、会計規則を遵守するよう指導するとともに、「地域活性化支援事業」Q & Aを作成し、支出に関する書類の確認を適切に行うよう周知徹底を図りました。	
<p>「地域活性化支援事業」Q & Aを作成し、補助金検査の内容について、特に工事請負等のハード整備事業については、実地検査を行うよう明示しました。</p>	
3 地域機関への制度周知や指導について	
<p>平成24年4月1日施行の地域活性化支援事業補助金交付要領の制定時に、「地域活性化支援事業」Q & Aを作成し、本補助金の目的、対象となる事業の範囲、具体的な手続き等について、対象県民センターに周知しました。</p>	
-----<改善についての検討状況>-----	
1 補助制度について	
<p>当該補助金は、他課で実施している地域づくりの補助金と異なり、過疎地域等の条件不利地域に特化している事業であり、三重県過疎地域自立促進方針の基本的な取組方向にも合致するものです。今後も事業の効果、他の補助制度との整合性を検証しながら、当該補助制度を運用することにより、自立・持続可能な地域社会の実現を目指し、過疎地域の自立を促進します。</p>	
2 補助金交付等の事務手続きについて	
<p>事業照会の手続きを早急に行い、特に事業実施が年度当初に想定されている事業については、個別での対応を行う等、補助事業が円滑に行われるよう配慮していきます。</p> <p>なお、平成24年度の事業計画の承認については、4月中旬に行い、事務処理スケジュールの早期化を図りました。</p>	
3 補助金の効果・成果の把握について	
<p>これまでの成果指標を見直し、平成23年度からは「三重県過疎地域自立促進計画の進捗率」に改めています。</p>	

テーマ：県単独補助金

担当部名 防災対策部

監査の結果及び意見

(補助金名 緊急地震対策促進事業補助金)

<速やかに是正、改善を求める事項()>

1 交付要領等における規定状況について

規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。

- (1) 交付申請書提出期限が規定されていない。
- (2) 申請取下げ期限が規定されていない。
- (3) 状況報告に関して規定されていない。

2 補助金交付等の事務手続きについて

事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。

- (1) 補助事業者に対して、文書による枠付け(予算配分)の通知がされておらず、交付申請書提出期限など交付申請事務についての指示も明確にされていない。
- (2) 交付申請書に指定避難路を示した地図を添付することが規定されている事業があるが、一部の地域機関において、補助事業者から提出された交付申請書添付の地図に指定避難路が明示されていない。
- (3) 一部の地域機関において、交付決定の際に付する条件の交付決定書への記載が不十分であった。
- (4) 一部の地域機関において、事業費の変更に伴う補助事業者からの変更交付申請が行われていなかったものや申請が遅れていたものがあった。
- (5) 補助事業者からの補助事業等状況報告書が提出されていない。
- (6) 一部の地域機関において、補助事業者から提出された実績報告書に、交付要領で添付を規定する完成認定書の写しが添付されていない。
- (7) 一部の地域機関において、補助事業者からの実績報告書が期限内に提出されていない。

写真で確認可能である、市町の検査機関による検査を経ている、等の理由により書面のみで履行確認が可能であるとしているところであるが、施設整備事業も補助対象であることから、可能な限り実地での検査を実施されたい。

3 地域機関への制度周知や指導について

詳細なマニュアルは作成されているが、助成募集型事業について各地域機関で事務手続きに差異があったほか、補助対象経費、添付書類、軽微な変更の範囲等事務手続き上の解釈や判断が難しい項目があり、その都度、本庁への相談対応となっているため、各地域機関から意見を聴取するなどして事務手続き上の課題を整理し、対応方法を明示されたい。

<改善または改善についての検討を求める事項()>

1 補助金交付等の事務手続きについて

年間を通じ補助事業者に対して補助要望・執行状況を調査し調整のうえ、4月中旬の第1回以降年度末まで計8回の予算枠付け(内示)を行っているが、補助事業者によっては4月当初からの事業開始を希望する事例があり、また、災害時要援護者対策促進事業における家具固定や耐震シェルター設置については、補助事業者が実施・助成を希望する住民を募集する事業形態であるため、応募者が少なく年度末の予算枠付けで減額する例が多く見られた。事業の円滑な実施及び予算の有効活用の観点から、補助事業者の要望や執行状況のよりの確な把握方法や予算枠付け(内示)の時期について検討することが望ましい。

補助対象が多岐にわたっており、補助事業者に対する指導、助言、検査の際に、施設整備に係る構造計算など建築等に関する技術的な知識が必要な場合がある。

本庁と地域機関の間における指導・報告体制を確立するとともに、適正な事務を執行するためには、専門知識を有する他部署との連携も検討することが望ましい。

2 地域機関への制度周知や指導について

本庁は各地域機関に通知・連絡した内容がどのように処理されたかについての把握が十分でないので、今後は処理状況の把握に努めることが望ましい。

講じた措置（処理状況）

（防災対策部 防災企画・地域支援課）

<実施した取組内容及び成果>

1 交付要領等における規定状況について

(1) 平成24年度の補助金交付事務から、補助事業者への予算枠付け通知に申請書提出期限を明記しています。

(2)(3) 防災対策部関係補助金等交付要領等に、申請取下げ期限及び状況報告に関し規定するよう、平成24年度中に同要領等の改正手続きを行います。

2 補助金交付等の事務手続きについて

(1)～(7) 平成24年度の補助金交付事務から、補助事業者への予算枠付け通知に申請書提出期限を明記するとともに、補助金交付申請に関する各種事務についても、防災対策部関係補助金等交付要領等に基づく適切な事務手続きが行われるよう、24年6月に開催した補助金事務担当者会議において事務を取り扱う地域機関に徹底を図りました。

実地での履行確認について、原則、書面による履行確認を継続しますが、より補助金交付事務の適正化を図るため、抽出等による実地検査の実施について、平成24年度中を目標に検討を行います。また、24年6月に開催した補助金事務担当者会議において、抽出の対象や方法等について、検討を行いました。

3 地域機関への制度周知や指導について

補助金事務担当者会議や防災担当課長会議等において、事務手続きの周知・徹底を図るとともに、各担当者から意見を聴取し、平成24年7月に、平成24年度地域減災力強化推進補助金運用手引を一部改正し、統一的な事務手続きの取扱いを明記する予定です。

<改善についての検討状況>

1 補助金交付等の事務手続きについて

平成23年度の補助要望調査から、各市町等の補助要望事業の事業着手予定時期についても併せて調査し、各市町等の事業着手予定時期に合わせた予算枠付けを行うとともに、地域機関を通じて事業の執行状況の確認を実施し、執行状況に合わせ合計13回の予算枠付けを行いました。

また、平成24年度の補助要望調査からは、各市町等の詳細な事業実施計画の把握を行い、地域機関とも共有しながら、より適正な事務執行に努めます。

事務執行において専門的な知識を必要とする場合には、県土整備部等に必要な資料提供や技術的なアドバイスなど、支援をいただき取り組んでいます。

また、補助金事務担当者会議等における情報共有、意見交換を通じて、補助金事務に関する指導・報告体制の確立を図っていきます。

2 地域機関への制度周知や指導について

補助金の申請や交付決定等の事務処理状況について、地域機関に対し定期的な報告を求めています。

テーマ：県単独補助金

担当部名 環境生活部

監査の結果及び意見	
(補助金名 私立専修学校振興補助金)	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 申請取下げ期限が規定されていない。 (2) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 (2) 実績報告書が一部提出期限内に提出されていなかった。 (3) 概算払精算書が添付されていなかった。</p> <p>取扱要領では、実績報告書の添付書類として「事業実績書」及び「収支決算見込書」が規定されているが、事業実績書には、在籍生徒数と生徒数に基づく補助金額、交付申請額が記載されているのみであり、また、収支決算見込書には県補助金額、消費支出総額(決算見込額)が記載されているのみとなっている。一部の補助事業者からは、それらにあわせて財務諸表が添付され提出されているが、今後は、すべての補助事業者に対し財務諸表の提出を求めるなど、財務内容・経営内容を客観的に確認できるよう検討されたい。</p>	
講じた措置(処理状況)	(環境生活部 私学課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) 申請取下げ期限の規定については、補助金の性格上、申請の取下げの可能性は低いと考えられますが、実務的な問題点等を検証し、次期要領改正の際、改定することとします。 (2) 三重県補助金等交付規則第10条の改正により、平成24年度から、あらかじめ補助金等の金額が確定している場合には状況報告の提出を要しないとされましたが、当該補助金についてはこの場合に該当し、今後は状況報告の提出を要しないものとして取り扱うこととしたため、状況報告に関しての規定の整備は行っていません。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 三重県補助金等交付規則第10条の改正により、平成24年度から、あらかじめ補助金等の金額が確定している場合には状況報告の提出を要しないとされましたが、当該補助金についてはこの場合に該当し、今後は状況報告の提出を要しないものとして取り扱うこととしたため、状況報告に関しての規定の整備は行っていません。 (2)(3) 期限内に提出されるよう補助対象者には通知等により周知徹底を図ることとし、適切な事務処理を行っていきます。 なお、平成23年度分については、期限内に提出されました。</p> <p>私立学校関係法令等では、法人に財務諸表の提出義務はありませんが、確認の必要な場合を含めて適宜提出を求めています。</p>	

テーマ：県単独補助金

担当部名 環境生活部

監査の結果及び意見	
(補助金名 斎宮跡体験学習施設維持管理費補助金)	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 (1) 申請取下げ期限が規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 (1) 実績報告書において、最終実績額ではなく、当初計画額の支出内容がそのまま事業実績として報告されていた。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 補助金交付等の事務手続きについて 交付要領では、補助対象経費は維持管理に要する経費で、光熱水費については一部按分することとなっているが、実際は定額補助となっていることから、要領を見直すなどにより、実態に即した支出方法となるよう検討することが望ましい。</p> <p>2 補助金の効果・成果の把握について 施設における効果的・効率的な普及・啓発活動に対し、補助事業がどの程度寄与しているかについて成果指標を設定していない。今後は、維持管理以外の効果・成果が、具体的かつ客観的に把握できるような指標の設定を検討することが望ましい。</p>	
講じた措置(処理状況)	(環境生活部 文化振興課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について (1) 斎宮跡体験学習施設維持管理費補助金交付要領を改正し、申請の取下げ期限を「交付決定の通知を受けた日から10日以内に知事に提出」と規定しました。(平成24年4月1日施行)</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて (1) 平成22年度、23年度の実績報告においては、最終実績額で報告がなされました。</p>	
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 補助金交付等の事務手続きについて 斎宮跡体験学習施設維持管理費補助金交付要領を改正し、実態に即した規定内容としました。</p> <p>2 補助金の効果・成果の把握について いつきのみや歴史体験館の入場者数の推移や、体験学習事業の利用者の声(例：満足度)を把握し、当該補助金の成果の確認に努めます。</p>	

テーマ：県単独補助金

担当部名 雇用経済部

監査の結果及び意見	
(補助金名 地域ニーズ対応型職業訓練事業費補助金)	
<速やかに是正、改善を求める事項()>	
1	<p>交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 申請取下げ期限が規定されていない。 (2) 状況報告に関して規定されていない。</p>
2	<p>補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 (2) 最終予算額の3割以上が不用額となっていた。</p>

<改善または改善についての検討を求める事項()>	
1	<p>補助金の効果・成果の把握について 説明会等により事業の周知に努めているものの、当該補助金の交付先は、平成21年度、22年度とも同じ1市のみとなっていることから、補助要件等の見直し検討や、未実施市町への一層の周知などにより補助効果が高まるよう改善に努められたい。</p>

講じた措置(処理状況)	(雇用経済部 雇用対策課)
<実施した取組内容及び成果>	
1	<p>交付要領等における規定状況について (1)(2) 当補助金については、平成23年度をもって廃止しました。 今後、新たな補助金制度を制定する際には、関係規定との整合性を図ります。</p>
2	<p>補助金交付等の事務手続きについて (1)(2) 市町担当課長を対象とした会議等で周知に努めましたが、平成23年度についての申請はなく、指摘事項については、対応すべき事項がありませんでした。 当補助金については平成23年度をもって廃止しましたが、他補助金においても、状況報告書の提出や予算不用が少なくなるよう、実績の適切な把握に努めます。</p>

<改善についての検討状況>	
1	<p>補助金の効果・成果の把握について 平成23年度までの時限制度として創設していたことや、雇用経済情勢が一定の回復傾向を示していたこと等から、当補助金については平成23年度をもって廃止しました。</p>

テーマ：県単独補助金

担当部名 環境生活部

監査の結果及び意見	
(補助金名 三重県留学生等支援事業補助金)	
<改善または改善についての検討を求める事項()>	
1 補助金の効果・成果の把握について これまでの成果を検証するとともに、多文化共生社会づくり、国際交流活動の推進に向け、奨学金受給者の人材活用のしくみづくり等を一層進めることが望ましい。	
講じた措置(処理状況)	(環境生活部 多文化共生課)
<改善についての検討状況>	
1 補助金の効果・成果の把握について 三重県昭和学寮顕彰人材育成基金を活用した事業であり、基金設置目的は「国際化社会に資する人材を育成する事業に要する経費の財源に充てる」とあります。 当補助金は奨学生が留学先大学等に支払った授業料相当額の補填であることから、卒業までの就学状況を把握し、退学することなく卒業できることを成果とし、奨学金受給者数及び金額にて検証しています。 奨学金受給者の人材活用に関しましては、当課が参加するイベント等への協力及び、海外での三重県のPRをお願いしています。特に外国人留学生に関しては、県内での多文化共生啓発イベント等において、出身国の文化を伝えていただくと共に多くの日本の方にも多文化共生への理解を促す取組に協力いただいています。 海外に留学中の留学生に関しては、県内での活動協力には無理があることから、インターネット環境を活かしての活動協力等、しくみづくりを検討しているところです。	

テーマ：県単独補助金

担当部名 健康福祉部

監査の結果及び意見	
(補助金名 小児科医確保事業補助金)	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 申請取下げ期限が規定されていない。 (2) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 (2) 給与費等については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。 (3) 最終予算額の5割以上が不用額となっていた。</p>	
講じた措置(処理状況)	(健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) 小児科医確保事業補助金の交付要領(以下「交付要領」という。)を改正し、申請取下げ期限を、「交付決定の通知を受けた日から15日以内」と規定しました。(平成23年10月13日施行)</p> <p>(2) 交付要領を改正し、状況報告について規定しました。(平成23年10月13日施行)</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 補助事業者から状況報告書を徴収し、事業の進捗状況を確認しました。</p> <p>(2) 交付要領を改正し、「運営事業に関する補助については、交付決定日が属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間に要する経費を対象とする」と規定しました。(平成23年10月13日施行)</p> <p>(3) 状況報告により補助事業の執行予定額の把握に努めた結果、不用額が最終予算額の約9%となりました。</p>	

テーマ：県単独補助金

担当部名 健康福祉部

監査の結果及び意見	
(補助金名 福祉活動指導員設置費補助金)	
<速やかに是正、改善を求める事項()>	
1	<p>交付要領等における規定状況について</p> <p>規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 申請取下げ期限が規定されていない。</p> <p>(2) 状況報告に関して規定されていない。</p>
2	<p>補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 4月1日現在の福祉活動指導員の任用状況の報告の提出を求め、その内容によっては、必要な助言・指導を行ったのちに交付申請を行っているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。</p> <p>(2) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p>

<改善または改善についての検討を求める事項()>	
1	<p>補助制度について</p> <p>当該補助制度は、三重県社会福祉協議会を対象として7名の福祉活動指導員設置に係る人件費のうち85%の補助を行っているが、同協議会の更なる自主財源の確保を促し、引き続き当該補助制度のあり方について、検討を行うことが望ましい。</p>

講じた措置(処理状況)	(健康福祉部 地域福祉国保課)
<実施した取組内容及び成果>	
1	<p>交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) 福祉活動指導員設置費補助金交付要領(以下「交付要領」という。)を改正し、申請取下げ期限を「交付決定を受けた日から15日以内」と規定しました。(平成24年4月1日施行)</p> <p>(2) 交付要領を改正し、状況報告の規定の整備を行いました。(平成24年4月1日施行)</p>
2	<p>補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 交付要領を改正し、事前着手を行う場合は事前着手理由書を徴し、その内容を精査の上、事前着手の可否を判断するよう規定の整備を行いました。(平成24年4月1日施行)</p> <p>(2) 交付要領を改正し、状況報告の規定の整備を行い、今後は必ず状況報告書を徴することとしました。(平成24年4月1日施行)</p>

<改善についての検討状況>	
1	<p>補助制度について</p> <p>三重県社会福祉協議会への人件費補助のあり方を検討した結果、平成24年度補助分から、以下のとおり、補助制度の見直しを図りました。</p> <p>県社協職員の平均給与をもとに人件費単価の上限額を設定しました。</p> <p>従来の補助率85%を撤廃し、補助の上限額を40,000千円としました。</p> <p>一部の手当を補助対象外としました。</p> <p>今後も、引き続き三重県社会福祉協議会の独自事業等による更なる自主財源の確保を促すとともに、必要に応じて補助制度のあり方を見直していきます。</p>

テーマ：県単独補助金

担当部名 健康福祉部

監査の結果及び意見	
(補助金名 軽費老人ホーム運営費補助金)	
<速やかに是正、改善を求める事項()>	
1	<p>交付要領等における規定状況について</p> <p>要領第12条に規定する実績報告の提出期限では、審査を行い出納閉鎖までに額の確定を行うのは困難であることから、適切な時期に行えるよう提出期限を検討されたい。</p>
2	<p>補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 運営経費については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。</p> <p>(2) 補助金を3期(1期50%、2期30%、3期20%)に分けて概算払しているが、平成22年度の3期の概算払は3月31日に行われており、同日付で概算払の精算も行っていることから、概算払の効用は少ない。</p>

<改善または改善についての検討を求める事項()>	
1	<p>補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>変更交付申請が年度末に集中しており、最終補正等にも間に合わないことから、事業の変更がある場合は、適宜、変更申請等を促すことが望ましい。</p>

講じた措置(処理状況)	(健康福祉部 長寿介護課)
<実施した取組内容及び成果>	
1	<p>交付要領等における規定状況について</p> <p>軽費老人ホーム運営費補助金交付要領(以下「交付要領」という。)を改正し、平成24年度分から翌年度の4月20日までに実績報告書の提出を求め、出納閉鎖までに額の確定を行うようにしました。</p>
2	<p>補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 交付要領に、「補助金の交付対象期間は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。」と補助対象期間を明示しました。(平成24年6月21日施行)</p> <p>(2) 平成24年度分から概算払の割合を見直し、3月の交付を行わず、残額を額の確定後に精算して支払うようにしました。</p>

<改善についての検討状況>	
1	<p>補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>○ 事業の変更がある場合は、早期に変更申請を行うよう促し、平成23年度の最終補正から対応しました。</p>

テーマ：県単独補助金

担当部名 健康福祉部

監査の結果及び意見	
(補助金名 障がい者小規模作業所事業費補助金)	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 申請取下げ期限が規定されていない。</p> <p>(2) 補助対象に広域連合(「地方自治法」第284条第3項)が明示されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 一部の地域機関において、市町への内示が遅延しており、要領第4条に規定する交付申請の期限を過ぎていた場合も散見された。</p> <p>(2) 補助事業者からの補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>(3) 一部の地域機関において、補助事業者からの実績報告書の提出が遅れていた。</p> <p>(4) 運営経費については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。</p>	
講じた措置(処理状況)	(健康福祉部 障がい福祉課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) 三重県障がい者小規模作業所事業費補助金交付要領(以下「交付要領」という。)を改正し、申請取下げ期限を「交付決定の通知のあった日から起算して15日を経過する日まで」と規定しました。(平成23年10月1日施行)</p> <p>(2) 交付要領を改正し、補助対象に広域連合を明示しました。(平成23年10月1日施行)</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1)~(3) 提出の遅れた地域機関に注意喚起するとともに、各地域機関に対し、当該補助金について適正な事務手続きを行うよう指導しました。</p> <p>(4) 交付要領を改正し、「当該年度4月1日以降に生じた対象経費は、交付決定前であっても補助対象とする」と明示しました。(平成23年10月1日施行)</p>	

テーマ：県単独補助金

担当部名 健康福祉部

監査の結果及び意見	
(補助金名 放課後児童クラブ活動事業費補助金)	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 申請取下げ期限が規定されていない。</p> <p>(2) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p>	
講じた措置(処理状況)	(健康福祉部 子ども・家庭局 子どもの育ち推進課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) 三重県放課後児童クラブ活動事業費補助金交付要領(以下「交付要領」という。)を改正し、申請取下げ期限を「交付決定を受けた日から起算して30日以内」と規定しました。(平成23年9月1日施行)</p> <p>(2) 交付要領を改正し、状況報告について規定しました。(平成23年9月1日施行)</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 状況報告書提出の徹底を図った結果、23年度に交付決定をしたすべての補助対象団体から、事業状況報告書が提出されました。</p>	

テーマ：県単独補助金

担当部名 健康福祉部

監査の結果及び意見	
(補助金名 家庭支援推進保育事業費補助金)	
<速やかに是正、改善を求める事項()>	
1	<p>交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 申請取下げ期限が規定されていない。 (2) 状況報告に関して規定されていない。</p>
2	<p>補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 (2) 人件費については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。</p>
講じた措置(処理状況)	(健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課)
<実施した取組内容及び成果>	
1	<p>交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) 家庭支援推進保育事業費補助金交付要領(以下「交付要領」という。)を改正し、申請取下げ期限を「交付決定の通知を受領した日から20日以内」と規定しました。(平成24年5月30日施行)</p> <p>(2) 交付要領を改正し、状況報告書を別途定める期日までに知事に報告することと規定しました。(平成24年5月30日施行)</p>
2	<p>補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 新たに設けた状況報告の規定に基づき実施します。 (2) 交付要領別表の対象経費に「4月1日から翌年3月31日まで実施する家庭支援推進保育事業に必要な経費」と規定しました。(平成24年5月30日施行)</p>

テーマ：県単独補助金

担当部名 環境生活部

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 申請取下げ期限が規定されていない。</p> <p>(2) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>(2) 全額概算払を行っているが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 補助制度について 基金の助成対象者となる中小企業者のPCB廃棄物の処理が依然として進んでおらず、基金へ拠出した本県分の造成金残高も多額となっていることから、拠出金額の見直しについての検討を国へ要望することが望ましい。</p> <p>2 補助金の効果・成果の把握について 豊田事業所に受け入れられた本県のPCB廃棄物台数は、現在のところ、JESCO処理対象物7,020台(平成22年度末集計)のうち、795台にとどまっている。 平成28年7月の処理期限までに、これらについてはすべて処理される予定ではあるものの、未だ県が把握できていないPCB廃棄物もあることから、県内に長期保管されているPCB廃棄物の処理が処理期限までに確実に実施されるよう、補助事業者に強く働きかける必要がある。 基金の助成対象者となる中小企業者のPCB廃棄物の保有台数の確実な把握を進めるための取組や、PCB廃棄物の適正な処理を推進するための情報提供及び周知の徹底等の取組について、県としても、一層強化していくことが望ましい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) 平成24年度三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金交付要領において、申請取下げ期限を「交付決定を受けた日から30日以内」と規定しました。(平成24年6月13日施行)</p> <p>(2) 平成24年度三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金交付要領において、状況報告提出の規定を設けました。(平成24年6月13日施行)</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 平成23年度三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金交付要領において、状況報告の規定は設けられていなかったものの、必要な事項について報告を求め、独立行政法人環境再生保全機構から報告書が提出されました。</p> <p>(2) 三重県補助金等交付規則第15条において、「交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、必要な額を概算払することができる」と規定されており、当該補助事業の特徴等から本規則の適用対象となる理由及び支払時期を整理し、明確化しました。</p>	

<改善についての検討状況>

1 補助制度について

現状把握しているPCB廃棄物の数量、及びこれまでの造成額等を精査し、今後の拋出額の見直しを行うよう、PCB廃棄物特別措置法の見直し・検討にかかる環境省の「PCB廃棄物対策に関する調査」において要望を行いました。

2 補助金の効果・成果の把握について

JESCO処理対象物として登録されている7,404台に対して、JESCO豊田事業所に受け入れられた本県の平成23年度末現在のPCB廃棄物台数は、1,135台となっています。

今後もPCB廃棄物保管事業者等への立入検査等を実施し、県内に長期保管されているPCB廃棄物の処理が処理期限までに確実に実施されるよう、補助事業対象者等に強く働きかけを行っていきます。

基金の助成対象者となる中小企業者のPCB廃棄物の保有台数の確実な把握を進めるためにPCB廃棄物保管事業者等の情報のデータベース化を進めています。

また、PCB廃棄物保管事業者等に対して毎年、PCB廃棄物特別措置法に基づく保管状況報告書の提出を行うよう案内を送付していることから、当該案内を活用して、PCB廃棄物の適正な処理を推進するための情報を提供するなど、周知方法の検討を行っています。

テーマ：県単独補助金

担当部名 環境生活部

監査の結果及び意見	
(補助金名 浄化槽設置促進事業補助金)	
<速やかに是正、改善を求める事項()>	
1	<p>交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 申請取下げ期限が規定されていない。 (2) 補助事業により設置した浄化槽の管理、処分に關する規定が不十分である。</p>
2	<p>補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 一部の交付申請書が期限内に提出されていなかった。 (2) 市町が補助した個々の浄化槽について「浄化槽維持管理状況報告書」により維持管理の事後確認を市町に求めているが、管理が不十分なものがあった。 (3) 浄化槽設置費については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。</p>

<改善または改善についての検討を求める事項()>	
1	<p>補助制度について 当該補助制度が補助目的を達成するため、生活排水処理施設の整備により一層貢献し、効果的かつ効率的なものとなるよう、補助対象等の見直しについて検討することが望ましい。</p>
2	<p>補助金の効果・成果の把握について 当該補助制度の成果指標として「生活排水処理施設の整備率」を設定している。平成22年度は78.0%と、目標値である76.5%を達成しているが、全国平均86.9%と比較すると、未だ低い状況である。 整備率の低い市町において、浄化槽の設置を促進することは、費用面や工期の面からも有効な生活排水処理施設の整備手法であるので、今後も市町と連携し、当該補助事業をより効果的かつ効率的に推進することにより、補助目的の達成に努めることが望ましい。</p>
講じた措置(処理状況)	(環境生活部 大気・水環境課)
<実施した取組内容及び成果>	
1	<p>交付要領等における規定状況について (1) 浄化槽設置促進事業補助金交付要領を改正し、申請取下げ期限を「交付決定通知後1週間以内」と規定しました。(平成24年3月30日通知、平成24年4月1日施行) (2) 当事業により設置された浄化槽の適正な維持管理を確保するため、浄化槽設置促進事業実施要綱第8条に市町の役割を規定するほか、事業実施市町に対して実績報告時に「前年度に(補助事業によって)設置された浄化槽について、本年度末までの法定検査、保守点検、清掃の実施状況を記入し、実績報告書の添付書類として提出すること」を義務づけており、これらを基に維持管理の徹底に向けた働きかけを行っています。 なお、処分に關する規定について再度検討を行いました。当事業により設置された浄化槽は県民の個人財産となり、これらに対しては国交付金事業(浄化槽設置整備事業)においても特別の制限が設けられていないことを勘案し、従前どおり処分についての制限を設けないこととしました。</p>
2	<p>補助金交付等の事務手続きについて (1) 事業実施市町に対し、各種手続きに係る書類の速やかな提出等について改めて要請しました。 (2) 補助事業によって設置された浄化槽について、その後の維持管理に不十分なものが認められるため、1(2)で記載した規定等に基づいて、引き続き事業実施市町に対して維持管理の徹</p>

底に向けた働きかけを行っていきます。

- (3) 国交付金事業（浄化槽設置整備事業）においても、内示日以降に実施される事業を交付金の対象としていることから、それらの運用を参考にして、平成24年度中を目処に規定の整備を行います。

<改善についての検討状況>

1 補助制度について

当事業では、浄化槽の計画的な整備を通じて公共用水域の水質汚濁の防止、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に取り組んでいるところですが、汚水衛生処理率の更なる向上を図るには、既に設置されている単独浄化槽や汲み取り便槽を早急に合併浄化槽に転換していくことも重要となっています。このため、平成24年度から新築浄化槽に対する補助金額を減額する一方で、単独浄化槽等からの転換を行う場合には当該浄化槽の撤去や新たな配管に係る費用に対して上乗せ補助を創設するなど、補助制度改正による補助金の効果的、効率的な活用を図っているところです。

2 補助金の効果・成果の把握について

県内において当事業を活用した浄化槽の計画的な整備が着実に進むなか、平成23年度には21市町で計2,846基の設置が行われたところです。（平成23年度の「生活排水処理施設の整備率」は現在集計中です。）今後とも、引き続き市町に対して新たな県補助制度の活用を促し、当事業の効果的、効率的な推進に取り組んでいきます。

テーマ：県単独補助金

担当部名 農林水産部

監査の結果及び意見	
(補助金名 がんばる三重の林業創出事業費補助金)	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 一部の地域機関及び本庁において、補助事業者への内示文書に補助金交付申請の提出期限が明示されていなかった。</p> <p>(2) 一部の地域機関において、補助事業者から提出された補助金変更申請書に添付すべき変更理由書が添付されていなかった。</p> <p>(3) 一部の地域機関及び本庁において、補助事業者からの補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>(4) 一部の地域機関において、事業実施要領第 18 で定めた事務所長から部長への「事業成績書」が提出期限内に提出されていなかった。</p> <p>3 地域機関への制度周知や指導について 事務処理マニュアル(Q & A)が作成されているが、地域機関において制度解釈に苦慮しているところがあったため、今後、適正な事務処理に向け地域機関の指導を行うとともに、適切かつ効果的な運用に向け、事務処理マニュアル(Q & A)の充実等に努められたい。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 補助制度について 当該補助制度は、一定の成果(団地数や集約化による直送量の増加等)を上げているが、県産材に係るコストの平均単価は約 12,000 円 / m³であるのに対し、先進地である東北や九州では約 8,000 円 / m³でかなり乖離している。 今後も引き続き、当該補助事業も含めた支援策について、市場の動向、国や他県の支援策等も勘案し、木材生産の低コスト化、木材利用の拡大、県産材のブランド化など多面的角度から、より効果のあるかたちでの見直しについて検討することが望ましい。</p>	
講じた措置(処理状況)	(農林水産部 森林・林業経営課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について (1) 当該書類について、平成 23 年 4 月 1 日付け環森第 05-118 号により、「森林・林業経営室関係補助金等交付要領」を改訂し、第 5 条に状況報告の規定を設け、関係事業者にも通知しました。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 職員の資質向上とチェック体制の強化を図るため、平成23年11月1日付け環森第05 - 248号により、「補助金交付手続き等の改善について」を通知するとともに、職員に対して各種事務手続きを適時適切に行うように指導しました。</p> <p>(1) 内示文書に補助金交付申請の提出期限を明示するように指導しました。また、本年度から県庁からの内示において、補助金交付申請の提出期限を明示するように明記しています。</p> <p>(2) 補助金変更申請書に添付すべき変更理由書を必ず添付するように担当者会議を開催して指導しました。</p> <p>(3) 交付要領で定めた補助事業等状況報告書を期限までに提出するように担当者会議を開催して指導しました。</p>	

(4) 事業実施要領第18で定めた事務所長から部長への「事業成績書」の提出期限を厳守するように指導しました。

3 地域機関への制度周知や指導について

事業処理マニュアル(Q & A)を充実させて、地域機関の担当者会議の際に要領と併せて説明を行い、制度解釈の理解を深める指導を行いました。

<改善についての検討状況>

1 補助制度について

当補助事業は平成21年度から始まり、3年間で路網整備(森林作業道等)や高性能林業機械の一定の導入は進み、森林組合を中心とするB材・C材の生産量(系統出荷)は、0 m³から約2万m³まで増加しています。

しかし、三重県は、九州等に比べ地形が急峻であり、高性能林業機械を扱うオペレーターも初心者が多い状況にあります。

今後、国助成制度等を活用して機械化や路網整備を進めるとともに、オペレーターの熟練度の向上を図り、県産材生産の低コスト化を進めることとしています。

なお、県では、みえ県民力ビジョンに「県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量」(現状239千m³を平成27年度目標402万m³)にかかげ、安定した供給体制の構築と木材利用の拡大を図ることとしています。

テーマ：県単独補助金

担当部名 雇用経済部

監査の結果及び意見	
(補助金名 運輸事業振興助成交付金)	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 申請取下げ期限が規定されていない。</p> <p>(2) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 実績報告書に基づき、書面で検査を行っているが、当該交付金を受け、その構成事業者への多岐・多額の助成に利用されていることから、可能な限り実地での検査を実施されたい。 自治事務次官通知では交付の時期を、原則9月と3月にそれぞれ交付金の1/2を交付するものと定めているが、本県では2件の補助事業者に対し、いずれも1回目に1/2以上を支払っているものの、その内容、理由について精査していない。支出している交付金は多額であり、県の財産の適正な管理という観点から、概算払の時期や額について、精査・検討されたい。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 補助金の効果・成果の把握について 交付金の定量的効果(充足度や達成度等)を把握していないので、把握方法について検討することが望ましい。</p>	
講じた措置(処理状況)	(雇用経済部 雇用経済総務課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) 運輸事業振興助成交付金交付要領を改正し、申請取下げ期限を「交付決定を受けた日から15日以内」と規定しました。(平成23年12月20日施行)</p> <p>(2) 運輸事業振興助成交付金交付要領を改正し、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、10月30日までに知事に報告するよう規定しました。(平成23年12月20日施行)</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 上記1の(2)のとおり、運輸事業振興助成交付金交付要領を改正し、補助事業の状況報告をするよう規定しましたので、平成24年度より状況報告の提出を求めます。</p> <p>平成23年度の実績報告書が提出された後、額の確定の審査とともに、交付団体を訪問し、現地調査を行いました。 今後も、同様に実施していく予定です。</p> <p>自治事務次官通知では交付の時期を、「原則9月と3月にそれぞれ交付金の1/2を交付するもの」と定めておりました。 指摘事項について検討を行っている最中に、「運輸事業の振興の助成に関する法律」(平成23年法律第101号)が施行され、当該交付金の交付は各都道府県の規則等で定めることとなり、「原則9月と3月にそれぞれ交付金の1/2を交付する」の規定は撤廃されました。 これらの状況を鑑み、平成24年度以降は三重県補助金等交付規則の規定の範囲内で概算払の時期や額について精査・検討してまいります。</p>	

<改善についての検討状況>

1 補助金の効果・成果の把握について

運輸事業振興助成交付金は、昭和51年の税制改正により軽油引取税率が30%引き上げられた際に、課税技術上営業用と自家用の格差の設定が困難であったことから、営業用バス、トラックの輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制を図るために創設されました。

補助対象経費については、「運輸事業の振興の助成に関する法律」及び同法施行規則に基づいて細かくメニューが定められています。

今回、交付先の2団体とのヒアリング、及び検討を行いました。下記の理由により、効果の定量的把握は困難との結論に至りました。

バス協会

- ・ メニューが多すぎて、どれか1つを取り出して交付金全体の定量的効果とは判断し難い。
- ・ 安全運行やバス利用者促進など、定量的効果の把握が困難なメニューがほとんどである。

トラック協会

- ・ メニューが多すぎて、どれか1つを取り出して交付金全体の定量的効果とは判断し難い。
- ・ 環境・交通対策や貨物自動車運送事業法に基づく適正化対策事業など、定量的効果の把握が困難なメニューがほとんどである。

よって、定量的効果の把握方法については引き続き検討していくこととし、平成24年度は当該交付金の効果について、叙述方式で検証することとします。

テーマ：県単独補助金

担当部名 農林水産部

監査の結果及び意見	
(補助金名 多品目適量産地育成事業費補助金)	
<速やかに是正、改善を求める事項()>	
1	<p>交付要領等における規定状況について</p> <p>規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 申請取下げ期限が規定されていない。</p> <p>(2) 交付要領等において、補助対象経費が明確にされていない。</p>
2	<p>補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 一部の地域機関において、要領第6条に規定する補助事業者からの補助事業等状況報告書が、未提出または期限内に提出されていなかった。</p> <p>(2) 3月に全額概算払を行っているが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。</p>

<改善または改善についての検討を求める事項()>	
1	<p>地域機関への制度周知や指導について</p> <p>各地域機関で指導、監督の状況に差異があるので、指導、監督を行うにあたり必要とする事項等を定め、一定の指導水準が確保できるようにしておくことが望ましい。</p>

講じた措置(処理状況)	(農林水産部 農畜産課)
<実施した取組内容及び成果>	
1	<p>交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) 農畜産課関係補助金等交付要領を平成24年4月1日付けで改正し、県規則第7条に規定する申請の取下げをすることができる期限を交付決定の日から2週間以内と決めました。</p> <p>(2) 交付要領等において、補助対象経費がわかりにくい状況になっていました。事業実施要領等で補助対象となる経費が明確になるよう記載することとしました。</p>
2	<p>補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 規則、要領で定められている補助事業状況報告書について、期限内の提出を補助事業者に求めるよう地域機関に指導を行いました。</p> <p>(2) 概算払を行う際には、合理的な理由があり、その時期に目的達成のために必要な経費と認められる分であることを明確にするよう地域機関に指導を行いました。</p>

<改善についての検討状況>	
1	<p>地域機関への制度周知や指導について</p> <p>補助事業担当者説明会において、補助事業者の指導、監督を行うにあたり必要となる補助金交付等の事務手続きについて周知・確認することとしました。</p>

テーマ：県単独補助金

担当部名 地域連携部

監査の結果及び意見	
(補助金名 農山漁村再生モデル支援事業費補助金)	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 交付申請書提出期限が規定されていない。</p> <p>(2) 申請取下げ期限が規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 一部の地域機関において、要領第7条に規定する補助事業者からの補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>(2) 一部の地域機関において、年度末に全額概算払を行っていたが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。</p> <p>3 地域機関への制度周知や指導について 状況報告、概算払、完了検査において、各地域機関での取扱いに差異が見られたため、当該補助金に限らず、各地域機関に手引き等に基づく取扱いを徹底させるなど、担当者会議や研修等を通じて定期的に周知を図られたい。</p>	
講じた措置(処理状況)	(地域連携部 地域支援課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について (1)(2) 農山漁村再生モデル支援事業費補助金については、平成22年度をもって廃止となった事業であるため、要領・手続き等について直接改善を行うことはできませんが、今後同様の制度を創設する場合は、指摘の趣旨を踏まえ適切に対応していきます。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて (1)(2) 農山漁村再生モデル支援事業費補助金については、平成22年度をもって廃止となった事業であるため、要領・手続き等について直接改善を行うことはできませんが、その他の補助事業についても適正な事務処理が行われるよう、担当者会議等の機会を通して要領等の周知徹底を図りました。</p> <p>3 地域機関への制度周知や指導について 農山漁村再生モデル支援事業費補助金については、平成22年度をもって廃止となった事業であるため、要領・手続き等について直接改善を行うことはできませんが、その他の補助事業についても各地域機関での取扱いに差異が出ないように、担当者会議等の機会を通して取扱いの徹底を図りました。</p>	

テーマ：県単独補助金

担当部名 農林水産部

監査の結果及び意見	
(補助金名 みえの真珠養殖再生支援交付金)	
<速やかに是正、改善を求める事項()>	
1	<p>交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 申請取下げ期限が規定されていない。</p>
2	<p>補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>(2) 実施要領で定めた、業務方法書の承認(変更)申請及び事業計画書の承認(変更)申請が提出されていないほか、資金管理状況報告書の承認がされていなかった。</p>
講じた措置(処理状況)	(農林水産部 水産資源課)
<実施した取組内容及び成果>	
1	<p>交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) みえの真珠養殖再生支援交付金交付要領を平成24年4月1日付けで改正し、申請取下げ期限を「交付の決定通知を受領した日から2週間以内」と規定しました。</p>
2	<p>補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書については、23年度分について指摘後速やかに提出を求め、承認を行いました。</p> <p>(2) 業務方法書：23年11月に業務方法書の承認を行い改善を図りました。 事業計画書：指摘後速やかに対応を行い、23年度分の承認を行いました。 資金管理状況報告書：指摘後速やかに対応を行い、23年度分の承認を行いました。 24年度以降：24年度に必要な手続きは、指摘に基づき適切に事務処理を行っています。</p>

テーマ：県単独補助金

担当部名 農林水産部

監査の結果及び意見	
(補助金名 漁業就業研修支援事業費補助金)	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 申請取下げ期限が規定されていない。</p> <p>(2) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 補助金交付等の事務手続きについて 予算措置や対象研修期間の関係でやむを得ない状況であったため、追加募集期間が10日間しか確保されていなかった。県民に広く呼びかけ、事業を実施する場合は、公平性の確保の観点から、可能な限り募集期間を確保するよう努める必要がある。</p>	
講じた措置(処理状況)	(農林水産部 水産経営課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) 漁業就業研修支援事業費補助金については、平成23年度をもって廃止しました。 平成24年度から、当課が所管する同趣旨の補助金については、その補助金交付要領に取下げ期限の規定を設けました。</p> <p>(2) 三重県補助金等交付規則第10条の改正により、平成24年度から、あらかじめ補助金等の金額が確定している場合には状況報告の提出を要しないとされましたが、平成24年度から、当課が所管する同趣旨の補助金のうち、状況報告の提出が必要と判断される補助金については、その補助金交付要領に状況報告に関しての規定を設けました。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 平成24年度から、当課が所管する同趣旨の補助金のうち、状況報告の提出が必要と判断される補助金については、その補助金交付要領に状況報告に関しての規定を設けるとともに、事業主体からの補助事業等状況報告書の提出について適正に管理してまいります。</p>	
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 補助金交付等の事務手続きについて 県民に広く呼びかけ、事業を実施する場合は、公平性の確保の観点から、可能な限り募集期間を確保するよう努めてまいります。</p>	

テーマ：県単独補助金

担当部名 雇用経済部

監査の結果及び意見	
(補助金名 中小企業の市場化支援事業費補助金)	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 (1) 国内販路開拓分について、交付申請書提出期限が規定されていない。</p>	
講じた措置(処理状況)	(雇用経済部 ものづくり推進課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について (1) 平成23年度の国内販路開拓に係る補助金として、中小企業の市場化支援事業費補助金を廃止の上、中小企業販路開拓支援事業費補助金を新設しました。(平成23年4月1日施行) その中小企業販路開拓支援事業費補助金交付要領において「・・・補助金交付申請書(様式第2号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。」と規定するだけでなく、各申請者に対して文書にて交付申請書提出期限を通知しました。</p>	

テーマ：県単独補助金

担当部名 雇用経済部

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 小規模事業支援費補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 概算払により1月までに交付決定額の95%を支払っているが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 補助制度について 当該補助事業は、創設時の目的、趣旨から判断すると、小規模事業者の経営及び技術の改善発達を支援する事業費補助である。</p> <p>しかしながら、補助額の9割以上は、補助対象業務を実施するため各商工会等に設置された経営指導員等に対する人件費に係るものであり、また、経営指導員等が経営改善普及事業以外の業務に携わる場合もあるなど、商工会等の運営費補助的な側面も見受けられる。</p> <p>運営支援ではなく、事業支援であることが明確となるよう、事業に対する県の支援のあり方を再度検討することが望ましい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(雇用経済部 金融経営課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 交付決定の起案文書に支払時期、支払額及び理由を明示するとともに、三重県会計規則第49条の規定に従い、概算払を指令金額の10分の9以内の金額としました。</p>	
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 補助制度について 経営改善普及事業は、人口構成、産業構造等の地域特性や個々の事業者の経営環境が異なる中で、地域事業者の実情に精通した経営指導員等が地域事業者の実情に応じた取組を行うことが重要であるため、人件費を中心とした補助としています。</p> <p>また、個々の事業者支援だけでなく、地域資源を活用した商品・サービスの開発や地域ブランドの育成等、地域活性化への面的な取組についても、地域小規模事業者の経営環境の改善のために不可欠であるため、経営改善普及事業のほか、これらの事業への関与を認めています。</p> <p>しかしながら、成果を検証する仕組みが十分でなく、事業の成果が見えにくいことが課題となっており、事業支援であることが不明瞭となっている一因ともなっています。</p> <p>このため、昨年度から各商工会等と共に、成果の見える化、成果検証の仕組みづくりについて検討を重ねており、今年度内に試行できるよう取組を進めているところです。</p>	

テーマ：県単独補助金

担当部名 雇用経済部

監査の結果及び意見	
(補助金名 地域資源活用型産業活性化支援事業費補助金)	
<速やかに是正、改善を求める事項()>	
1	補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
(1)	一部の実績報告書が期限内に提出されていなかった。
(2)	一部の実績報告書において、一部事業区分について、報告様式に定める実績評価が記載されていなかった。
講じた措置(処理状況)	(雇用経済部 地域資源活用課)
<実施した取組内容及び成果>	
1	補助金交付等の事務手続きについて
(1)	平成22年度に実施した事業の中で、1事業について、実績報告書が事業終了後10日以内に提出されなかった事案があったため、平成23年度事業の実施にあたっては、そうしたことがないよう事業実施主体に対して補助金交付の際に確実に指導を行い、5件全ての事業実施主体から期限内に実績報告書が提出されました。
(2)	平成22年度に実施した事業の中で、報告様式に定める実績評価の記載、具体的には事業実施の成果及び実施後の課題が十分に記載されていなかった事案があったため、平成23年度事業の実施にあたっては、そうしたことがないよう事業実施主体に対して補助金交付の際に確実に指導を行い、5件全ての事業実施主体において実績評価が適正に記載されました。

テーマ：県単独補助金

担当部名 雇用経済部

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 魅力ある観光地グレードアップ支援事業費補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 (1) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 (1) 交付申請書に添付する市町による副申書が交付申請の翌日(申請締切日の翌日)の日付となっていた。 (2) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 補助制度について 制度創設から6年を経過し、各市町や協議会等において、数多くの取組が創出されてきている。その間補助対象事業等の見直しが行われていないことから、当該事業の実施による波及効果や、各地域における主体的な観光地づくりについての機運の醸成等も検証しながら、官と民、県と市町との役割分担や、支援のあり方等、事業内容の抜本的な見直しを行うことが望ましい。</p> <p>2 補助金の効果・成果の把握について 補助終了後も当該補助事業の効果やその後の展開状況を定期的に把握するしくみや、補助事業内容を参考事例として幅広く公表する方法を構築し、それらの活用により、補助件数の増加のみにとどまらず、各地域における更なる取組の広がりにも資するよう努められたい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(雇用経済部 観光・国際局 観光政策課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について (1) 平成23年度で事業を終了しましたので、他の事業において適正な処理が行われるよう職員に周知しました。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて (1) 平成23年度で事業を終了しましたので、他の事業において適正な処理が行われるよう職員に周知しました。 (2) 平成23年度で事業を終了しましたので、他の事業において適正な処理が行われるよう職員に周知しました。</p>	
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 補助制度について 一定の成果が得られたことから役割を終えたものとして、平成23年度をもって事業を終了しました。</p> <p>2 補助金の効果・成果の把握について 平成23年度をもって事業は終了しましたが、成果を確実に確認するとともに、成果のあった好事例については、参考事例として各地域における会議等で市町と共有し、地域の新たな取組につなげていきます。</p>	

テーマ：県単独補助金

担当部名 県土整備部

監査の結果及び意見	
(補助金名 下水道普及率ジャンプアップ事業補助金)	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 申請取下げ期限が規定されていない。</p> <p>(2) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p>	
講じた措置(処理状況)	(県土整備部 下水道課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) 下水道関係事業補助金交付要領を改正し、申請取下げ期限を「交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内」と規定しました。(平成24年4月1日施行)</p> <p>(2) 当該補助金は、汚水排除を目的とする公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業について、平成7年度から12年度にかけて実施された市町村の単独事業費について、各年度の起債償還金に対して補助する制度であり、あらかじめ各年度の起債償還額は確定しているため、各年度の補助金の額も確定しています。</p> <p>なお、三重県補助金等交付規則第10条の改正(平成24年4月1日施行)により、平成24年度から、あらかじめ補助金等の金額が確定している場合には状況報告の提出を要しないとされました。当該補助金についてはこの規定に該当するため、状況報告に関しては規定を改正しないこととしました。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 三重県補助金等交付規則第10条の改正(平成24年4月1日施行)により、平成24年度から、あらかじめ補助金等の金額が確定している場合には状況報告の提出を要しないとされました。当該補助金についてはこの規定に該当するため、今後は状況報告の提出を要しないものと取り扱うこととなります。</p>	

テーマ：県単独補助金

担当部名 県土整備部

監査の結果及び意見	
(補助金名 木造住宅耐震補強事業費補助金)	
<速やかに是正、改善を求める事項()>	
1	<p>交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 交付申請書提出期限が規定されていない。 (2) 状況報告に関して規定されていない。</p>
2	<p>補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 (2) 全額概算払により支払を行っているが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。</p>

<改善または改善についての検討を求める事項()>	
1	<p>補助金の効果・成果の把握について 当該補助金については、さまざまな方法により普及啓発活動を実施し、住宅耐震化の促進に一定の役割を果たしているものの、活用実績が低調な町も一部見受けられることから、今後、県内全域に活用が広がるよう、より一層普及啓発活動を行うなど、当該補助金の活用促進に努められたい。</p>
講じた措置(処理状況)	(県土整備部 住宅課)
<実施した取組内容及び成果>	
1	<p>交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) 木造住宅耐震補強事業費補助金交付要領を改正し、交付申請提出期限を「当該事業年度内」と定め、配分内示から10日以内に提出するように運用しています。(平成23年8月26日施行)</p> <p>(2) 同じく、状況報告について「毎月3日(その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日)までに、事業の状況を木造住宅耐震関係事業月末報告票(様式第2の2)により1部提出しなければならない。」と決めました。(平成23年8月26日施行)</p>
2	<p>補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 木造住宅耐震補強事業費補助金交付要領を改正し、住宅課へ提出させることとしました。 (2) 支払時期、支払額に係る理由を整理し明確にするよう市町へ周知しました。</p>

<改善についての検討状況>	
1	<p>補助金の効果・成果の把握について 活用状況が低調な市町については、県から積極的に「住宅団地訪問」、「耐震相談会」等の制度普及に関する取組を行うように市町に働きかけを行いました。なお、市町のみで対応が困難な場合には、県と市町との合同により耐震化の促進に向けた取組を行いました。今年度も引き続き、市町や民間事業者と連携して、直接的な働きかけや広報媒体の活用により、幅広い周知啓発を行い、木造住宅の耐震化促進に努めていきます。</p>

テーマ：県単独補助金

担当部名 教育委員会事務局

監査の結果及び意見	
(補助金名 全国及び近畿高等学校総合文化祭出演者補助金)	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>(2) 実績報告書が要綱に基づく期限内に提出されていなかった。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 補助制度について 現状、補助金と委託料に分けて県文化連盟に支払っている総合文化祭への派遣に係る経費については、県教委から県文化連盟に対して包括して業務委託するなど、支援の方法について整理することが望ましい。</p>	
講じた措置(処理状況)	(教育委員会事務局 高校教育課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) 全国及び近畿高等学校総合文化祭出演者補助金交付要綱に、状況報告に関する規定を追加しました。(平成24年6月1日施行)</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書については、昨年度までは提出を求めていませんでしたが、交付要綱に状況報告に関する規定を追加のうえ、提出を求めることとしました。</p> <p>(2) 今回の指摘を踏まえ、今後は適正な事務処理を進めることとします。</p>	
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 補助制度について 指摘事項について、改善に向けた検討を重ねてきましたが、従前から業務委託をしている関係機関との調整に時間がかかっています。そこで、本年度は従前の形(業務委託及び補助金)で執行し、引き続き支援の方法について検討を進めます。</p>	

テーマ：県単独補助金

担当部名 教育委員会事務局

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 文化財保護事業補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>(2) 指定文化財等保護事業のうち、県指定文化財等保護事業については、対象経費が要領等に明確に規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>(2) 活かそう美し国の文化財事業において、保存事業が終了したにもかかわらず、活用事業の終了後に両事業分について合わせて実績報告書が提出されているものが見受けられた。この結果、保存事業については、期限内に提出されていなかった。</p> <p>実績報告書に添付された証拠書類、写真等をもとに書面により検査を実施しているが、施設整備事業も補助対象であることから、可能な限り実地での検査を実施されたい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) 文化財関係事業補助金交付要領を改正し、第8条に状況報告について明文化しました。(平成24年3月26日施行)</p> <p>(2) 文化財関係事業補助金交付要綱を改正し、「別紙2 県指定文化財等保護事業にかかる県補助対象事業および経費」を追加し明文化しました。(平成24年3月26日施行)</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 今年度より文化財関係事業補助金交付要領第8条に基づき、状況報告書(平成24年9月30日現在)の提出を補助事業者を求める予定です。(提出期限：平成24年10月10日)</p> <p>(2) 活かそう美し国の文化財事業(今年度より活かそう守ろうみえの文化財事業)について、保存事業・活用事業を明確に区分し、それぞれの事業終了時に別々に実績報告書を提出するよう補助事業者に対して指導します。</p> <p>今年度より、補助事業者に対して、補助金額及び内容を考慮しながら可能な限り書面検査だけでなく実地検査も実施する予定です。</p>	

テーマ：県単独補助金

担当部名 警察本部

監査の結果及び意見	
(補助金名 みえ犯罪被害者総合支援センター補助金)	
<速やかに是正、改善を求める事項()>	
1	補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
(1)	交付申請書の添付書類である「補助事業計画書」「補助事業収支予算書」、及び実績報告書の添付書類である「事業実績報告書」「収支決算書」が、当該補助金が対象とする被害者支援事業に要する経費に係るものではなく、支援センター全体に係るものとなっていた。
(2)	収支予算・決算について、大区分ごとの総額が記載されているのみで、具体的な支出内容が記載されていなかった。
(3)	実績報告書に事業内容の証拠書類(行事パンフレット、写真、支出証拠書類)が添付されていなかった。
(4)	交付要領には、交付決定の際に付する条件が定められているが、交付決定書に記載がされていなかった。
(5)	補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
(6)	支払に際して、履行確認に関する事項(履行を確認した日及び検査員の氏名)が記載されていなかった。
(7)	事業経費については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。
(8)	全額概算払により支払を行っているが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。
	支出内容の確認については、現状の書面監査の内容では不十分であるため、可能な限り実地検査を実施されたい。

<改善または改善についての検討を求める事項()>	
1	補助制度について 制度創設後、5年経過しているが、一度も見直しが行われていないので、補助金額、補助対象経費の必要性、妥当性等について検証を行うことが望ましい。
講じた措置(処理状況)	(警察本部 広聴広報課)
<実施した取組内容及び成果>	
1	補助金交付等の事務手続きについて
(1)	平成24年3月27日付けで警察関係補助金交付要領を改正し、交付申請書の添付書類である「補助事業計画書」、「補助事業収支予算書」及び実績報告書の添付書類である「事業実績報告書」「収支決算書」については、当該補助金の対象となる被害者支援事業に要する経費に係るものを報告させることとしました。
(2)	警察関係補助金交付要領の改正に伴い、収支予算・決算について、補助金に係る具体的な支出内容を提出させることとしました。
(3)	平成23年度の補助事業等状況報告書の提出以降、実績報告書に事業内容の証拠書類(行事パンフレット、写真、支出証拠書類)を添付させることとしました。
(4)	警察関係補助金交付要領に従い、必要事項を記載することとしました。
(5)	平成23年12月31日現在の補助事業等状況報告書を提出させ、実施状況を確認しました。また、三重県補助金等交付規則との齟齬がないよう警察関係補助金交付要領を改正し、平成24年度から補助事業等状況報告書の提出をさせることとしました。
(6)	履行確認に関する事項の記載漏れがないよう、複数による書類のチェックを行います。
(7)	平成24年3月27日付けで警察関係補助金交付要領を改正し、事前着手についての手続を定めるとともに、平成24年度の補助金の事前着手については、平成24年4月1日付けで事前着手申請書を提出させました。今後、当該申請に係る書類を審査し、審査結果を事前着手承認決定通知書により補助事業者へ通知することとしています。

(8) 概算払により補助金を受ける場合は、その必要性等を明確にするよう指導を行いました。

平成23年10月4日、警察本部警務部広聴広報課担当者2名による公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター（以下「支援センター」という。）事務所への立入を実施し、平成22年度の補助金等に係る支出状況について適切に処理されていることを確認しました。

< 改善についての検討状況 >

1 補助制度について

支援センターの主な収入は、会費収入、県補助金、市町補助金、寄付金収入がそのほとんどを占めます。会費収入、寄付金収入については、不安定要素が高く、昨今の景気動向等から企業等における会費、寄付が安定的に協力を得られる状況にありません。また、事業費に占める県（警察）補助金の割合は、34.8%を占めており、市町補助金と併せると総事業費の約7割と補助金収入は、支援センターにとってなくてはならない事業活動収入といえます。

支援センターの犯罪被害者支援事業は、

- ・ 警察をはじめ、三重県、市町が本来実施すべき施策であること
- ・ 県内に同種事業を行う団体が存在しないこと
- ・ 犯罪被害者支援活動は、常に専門性が要求されること
- ・ 犯罪被害者支援に対する県民の要望があること
- ・ 常に全国的に同水準で犯罪被害者支援を実施する必要があること

などの理由から、支援センターの活動を、今後一層充実させていく必要があります。

現時点で、県補助金を削減し、事業縮小を行うことは、これまでの地道な活動で徐々に定着しつつある現状や犯罪被害者等からの要望から逆行する結果となりかねず、支援センターへの県補助金の継続が必要と考えます。

なお、今後は、犯罪被害者支援事業に関する県補助金について、定期的に検証を実施します。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
